

第十四條 常時使用職工男女別労働時間... 第十五條 始業及終業ノ時刻... 第十六條 工事竣工ノ豫定期日...

第十七條 工場ヲ建設又ハ借受使用セントスルトキハ... 第十八條 工場ノ位置左ノ各款ノ一ニ該當スルトキハ... 第十九條 官公署、學校、病院、社寺、公園等名勝地其ノ他公共ノ營造物又ハ...

〔山形縣〕

第二十條 工場ノ防火、防風、防雨、防雪、防塵、防臭、防汚、防騒音、防振動、防電氣、防熱、防冷、防毒、防放射線、防騒音、防振動、防電氣、防熱、防冷、防毒、防放射線...

〔山形縣〕

第二條 第一號乃至第四號、第十五號又ハ第十六號ノ事項ニ異動ヲ生ジタルトキ... 第三條 工場ノ廢止シタルトキ... 第四條 工場主所在不明トナリタルトキ...

第十四條 工業主ハ工場ニ様式第一號ニ依ル監督注意簿ヲ備付クベシ... 第十五條 當該官吏ハ工場ニ臨檢スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ様式第二號ニ依ル監督票ヲ携帶スベシ...

一 労働者五人以上の工場に於ては、労働者五人以上に使用スル工場に適用スルコト
 二 労働者五人以上の工場に於ては、労働者五人以上に使用スル工場に適用スルコト
 三 労働者五人以上の工場に於ては、労働者五人以上に使用スル工場に適用スルコト
 四 労働者五人以上の工場に於ては、労働者五人以上に使用スル工場に適用スルコト
 五 労働者五人以上の工場に於ては、労働者五人以上に使用スル工場に適用スルコト

退職積立金及退職手当法

第十四条 退職積立金及退職手当法は、労働者五人以上の工場に於ては、労働者五人以上に使用スル工場に適用スルコト
 第十五条 退職積立金及退職手当法は、労働者五人以上の工場に於ては、労働者五人以上に使用スル工場に適用スルコト
 第十六条 退職積立金及退職手当法は、労働者五人以上の工場に於ては、労働者五人以上に使用スル工場に適用スルコト
 第十七条 退職積立金及退職手当法は、労働者五人以上の工場に於ては、労働者五人以上に使用スル工場に適用スルコト
 第十八条 退職積立金及退職手当法は、労働者五人以上の工場に於ては、労働者五人以上に使用スル工場に適用スルコト

一 労働者五人以上の工場に於ては、労働者五人以上に使用スル工場に適用スルコト
 二 労働者五人以上の工場に於ては、労働者五人以上に使用スル工場に適用スルコト
 三 労働者五人以上の工場に於ては、労働者五人以上に使用スル工場に適用スルコト
 四 労働者五人以上の工場に於ては、労働者五人以上に使用スル工場に適用スルコト
 五 労働者五人以上の工場に於ては、労働者五人以上に使用スル工場に適用スルコト

第十九条 労働者五人以上の工場に於ては、労働者五人以上に使用スル工場に適用スルコト
 第二十条 労働者五人以上の工場に於ては、労働者五人以上に使用スル工場に適用スルコト
 第二十一条 労働者五人以上の工場に於ては、労働者五人以上に使用スル工場に適用スルコト
 第二十二条 労働者五人以上の工場に於ては、労働者五人以上に使用スル工場に適用スルコト
 第二十三条 労働者五人以上の工場に於ては、労働者五人以上に使用スル工場に適用スルコト

除スベキハ本法適用後ノ勤務ニ對スル賃金ニ依リテ計算スルコトヲ得
退職積立金及退職手當法適用後ハ同法第十六條及第十七條ノ規定ニ依リ
積立コトトシテ退職手當積立金ノ積立ハ本法適用後ノ勤務ニ對スル賃金ニ依リテ
計算スルコトヲ得

●退職積立金及退職手當法施行規則

昭和十一年十一月三十日
内務省令第四十六號

- 第一條 退職積立金及退職手當法(以下法ト稱ス)第一條ノ規定ニ依リ法ノ
適用ヲ受ケルニ至リタル事業ノ事業主(左ニ掲グル事項ヲ十日以内ニ地
方長官(東京府ニ在リテハ警視廳長以下之ニ同シ)ニ届出アベシ第一號又
ハ第二號ノ事項ニ變更アリタルトキハ其ノ事項ニ付亦同シ)
- 第二條 事業主ノ氏名及住所(法人タル事業主ニ在リテハ其ノ名稱、主たる
事務所ノ所在地及代表者ノ氏名以下之ニ同シ)
- 第三條 常時使用労働者數
- 第四條 法第一條ノ規定ニ依リテ十日以内ニ届出アベシノ地方長官ニ届出
スル事項
- 第五條 法第二條ノ届出ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ送ルベ
シ
- 一 事業主ノ名稱、種類及所在地
- 二 事業主ノ氏名及住所
- 三 常時使用労働者數

- 四 法ノ適用ヲ受ケタルニ至リタル事由
- 五 退職積立金及退職手當積立金ノ現在高及退職手當及之ガ支給ハ充
ツル爲メ準備積立金ニ關スル規程ヲ有スルモノニ在リテハ準備積立金
ノ現在高及支給スベキ退職手當ノ金額
- 六 退職手當及之ガ支給ニ充ツル爲メ準備積立金ニ關スル規程ノ外左ニ掲
グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ送ルベシ
- 一 事業主ノ名稱、種類及所在地
- 二 事業主ノ氏名及住所
- 三 常時使用労働者數
- 四 法第三條第二項ノ許可ノ申請ハ前項各號ノ事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ具
シ地方長官ニ之ヲ送ルベシ
- 一 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 二 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 三 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 四 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 五 退職積立金トシテ控除シタル金額及退職積立金トシテ控除セザル金額
- 六 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 七 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 八 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 九 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 十 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 十一 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 十二 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 十三 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 十四 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 十五 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 十六 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 十七 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 十八 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 十九 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 二十 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 二十一 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 二十二 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 二十三 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 二十四 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 二十五 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 二十六 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 二十七 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 二十八 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 二十九 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 三十 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 三十一 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 三十二 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 三十三 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 三十四 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 三十五 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 三十六 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 三十七 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 三十八 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 三十九 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 四十 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 四十一 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 四十二 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 四十三 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 四十四 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 四十五 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 四十六 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 四十七 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 四十八 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 四十九 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 五十 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 五十一 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 五十二 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 五十三 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 五十四 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 五十五 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 五十六 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 五十七 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 五十八 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 五十九 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 六十 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 六十一 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 六十二 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 六十三 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 六十四 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 六十五 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 六十六 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 六十七 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 六十八 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 六十九 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 七十 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 七十一 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 七十二 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 七十三 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 七十四 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 七十五 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 七十六 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 七十七 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 七十八 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 七十九 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 八十 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 八十一 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 八十二 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 八十三 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 八十四 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 八十五 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 八十六 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 八十七 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 八十八 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 八十九 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 九十 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 九十一 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 九十二 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 九十三 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 九十四 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 九十五 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 九十六 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 九十七 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 九十八 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 九十九 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 一百 退職積立金トシテ控除シタル金額

- 四 準備積立金ニ付テハ各労働者ノ標準賃金ニ酌量年數ヲ乘ジタル額ニ
之ヲ按分シ前項ノ労働者ニ使用セラルル労働者ニ付得タル金額
- 五 前項ノ組合ニ於テ労働者ノ一部ガ引續キ承継人ニ使用セラルルトキハ法
第十九條第二項又ハ法第二十八條ノ規定ニ依リ計算又ハ積立ハ事業ノ承
継アリタル日ヲ以テ計算又ハ積立ノ期日到来シタルモノト看做シ之ヲ爲
スベシ法第三十條第四項又ハ法第四十二條ノ規定ニ依リ法第二十八條第
一項ノ規定ヲ適用スル場合亦同シ
- 第六條 承継人ハ從前ノ事業主トシテ左ニ掲グル事項ヲ事業ノ承
継アリタル日ヨリ十日以内ニ地方長官ニ届出アベシ送附スルコトヲ得
ルトキハ其ノ旨ヲ附記スベシ
- 一 事業主ノ名稱、種類及所在地
- 二 事業主(事業ノ承継人及從前ノ事業主)ノ氏名及住所
- 三 事業ノ承継ノ事由及全部承継又ハ一部承継ノ旨
- 四 引續キ承継人ニ使用セラルル労働者數
- 五 承継シタル積立金
- 第六條 退職積立金及退職手當法施行令(以下令ト稱ス)第二條第二項ノ
許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
- 一 事業主ノ名稱、種類及所在地
- 二 事業主ノ氏名及住所
- 三 常時使用労働者數
- 四 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 五 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 六 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 七 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 八 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 九 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 十 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 十一 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 十二 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 十三 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 十四 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 十五 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 十六 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 十七 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 十八 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 十九 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 二十 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 二十一 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 二十二 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 二十三 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 二十四 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 二十五 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 二十六 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 二十七 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 二十八 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 二十九 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 三十 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 三十一 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 三十二 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 三十三 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 三十四 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 三十五 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 三十六 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 三十七 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 三十八 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 三十九 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 四十 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 四十一 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 四十二 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 四十三 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 四十四 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 四十五 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 四十六 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 四十七 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 四十八 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 四十九 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 五十 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 五十一 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 五十二 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 五十三 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 五十四 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 五十五 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 五十六 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 五十七 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 五十八 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 五十九 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 六十 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 六十一 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 六十二 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 六十三 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 六十四 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 六十五 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 六十六 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 六十七 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 六十八 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 六十九 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 七十 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 七十一 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 七十二 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 七十三 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 七十四 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 七十五 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 七十六 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 七十七 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 七十八 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 七十九 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 八十 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 八十一 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 八十二 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 八十三 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 八十四 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 八十五 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 八十六 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 八十七 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 八十八 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 八十九 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 九十 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 九十一 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 九十二 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 九十三 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 九十四 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 九十五 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 九十六 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 九十七 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 九十八 退職積立金トシテ控除シタル金額
- 九十九 退職積立金トシテ控除セザル金額
- 一百 退職積立金トシテ控除シタル金額

一 事業主ノ名、種類及所在地
 二 事業主ノ氏名及住所
 三 常時使用労働者數
 四 法施行期ヨリ引續キ使用スル労働者數
 五 事業主ハ準備積立金及退職手當ニ關スル事項ノ要領ヲ平易ニ記シテ適宜ノ方法ヲ以テ之ヲ労働者ニ周知セシムベシ
 第六十一條 第十一條、第十五條乃至第十七條又ハ第三十九條ノ規程ハ之ヲ合併スルコトヲ妨グズ
 第六十二條 退職積立金及退職手當ニ關スル規程其ノ他重要ナル事項ハ事業主ニ之ヲ備置スベシ
 第六十三條 前項ノ規程又ハ前項ノ退職積立金及退職手當ニ關スル事業主ノ義務ヲ完了シタル日ヨリ三年間之ヲ保存スベシ
 第六十四條 事業主ハ法又ハ法ニ基ク命令ノ規定ニ依リ事業主ノ爲スベキ事項ニ付テ代理人ヲ選任シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ届出スベシ
 第六十五條 本令中地方長官トアルハ建築法ノ適用ヲ受クル事業ニ在リテハ建築監督局長トス
 第六十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
 一 第一條、第二條、第六條、第八條、第十四條第二項(第二十六條)

一 事業主ノ名、種類及所在地
 二 事業主ノ氏名及住所
 三 常時使用労働者數
 四 法施行期ヨリ引續キ使用スル労働者數
 五 事業主ハ準備積立金及退職手當ニ關スル事項ノ要領ヲ平易ニ記シテ適宜ノ方法ヲ以テ之ヲ労働者ニ周知セシムベシ
 第六十一條 第十一條、第十五條乃至第十七條又ハ第三十九條ノ規程ハ之ヲ合併スルコトヲ妨グズ
 第六十二條 退職積立金及退職手當ニ關スル規程其ノ他重要ナル事項ハ事業主ニ之ヲ備置スベシ
 第六十三條 前項ノ規程又ハ前項ノ退職積立金及退職手當ニ關スル事業主ノ義務ヲ完了シタル日ヨリ三年間之ヲ保存スベシ
 第六十四條 事業主ハ法又ハ法ニ基ク命令ノ規定ニ依リ事業主ノ爲スベキ事項ニ付テ代理人ヲ選任シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ届出スベシ
 第六十五條 本令中地方長官トアルハ建築法ノ適用ヲ受クル事業ニ在リテハ建築監督局長トス
 第六十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
 一 第一條、第二條、第六條、第八條、第十四條第二項(第二十六條)

法第三十條第二項ノ許可ノ申請ハ事項各該ノ事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ呈スベシ
 一 規程ヲ廢止又ハ變更セントスル理由
 二 規程ヲ廢止セントスル場合ハ其ノ廢止ニ關スル規程及準備積立金ノ現在高、規程ヲ變更セントスル場合ハ其ノ規程
 第三十條 第二十七條乃至第三十條ノ規定ハ法第三十條第三項ノ場合ニ之ヲ準用ス
 第三十一條 第十三條ノ規定ハ法第三十條第四項又ハ法第四十二條ノ規定ニ依リ法第二十一條ノ規定ヲ準用スル場合ニ之ヲ準用ス
 第三十二條 第二十四條第一項及第二項ノ規定ハ法第三十條第四項ノ規定ニ依リ法第二十八條第一項ノ規定ヲ準用スル場合ニ之ヲ準用ス
 第三十三條 法第四十一條第一項ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ呈スベシ
 一 事業主ノ名、種類及所在地
 二 事業主ノ氏名及住所
 三 常時使用労働者數
 四 退職手當ニ關スル規程
 五 組合ノ組織(組合規約又ハ之ニ準ズベキモノヲ添附スルコト)
 六 退職積立金ニ代ルベキ事項
 七 退職手當ノ支給ニ代ルベキ事項
 法第四十二條第一項ノ許可ノ申請ハ前項第四項及第五項ノ事項ニ變更アリタルトキハ其ノ事項ヲ選擇シテ地方長官ニ届出スベシ
 第三十八條 法第四十二條ノ許可ノ申請ハ退職手當及之ガ支給ニ充ツル爲メ準備積立金ニ關スル規程ノ外左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ呈スベシ

於テ準用スル場合ヲ含ム、第二十一條、第二十四條第一項(第三十條第六條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第三十一條第二項又ハ第三十七條第二項ノ規定ニ依リ届出ヲ怠リ若ハ其ノ届出ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者
 二 第五條ノ規定ニ依リ手當ヲ怠リタル者
 三 第十一條、第十五條乃至第十七條又ハ第三十九條ノ規定ニ依リ規程ノ記載若ハ記載ノ怠リ又ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者
 四 第十四條第三項(第二十六條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ命令ニ従ハザル者
 五 第四十條又ハ第四十二條ノ規定ニ違反シタル者
 本令ハ法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●退職積立金及退職手當法ニ關スル事務取扱方針

昭和十一年十二月二十四日
 労働部第一二五號社會局長官通牒

一 積立ノ減額又ハ免除ハ客觀的ニ明ナル具體的事由ニ付テハ職主許可ヲ爲スコトヲ得ルコト
 二 抽款のナル事由ニ付テハ職主許可ヲ爲ササルコト
 備考 (1) 一月ノ労働日數十日以下(事業ノ状況ニ依リ七日以下又ハ五日以下等適宜縮少スルコト)ナル場合ニ付テハ積立ヲ爲ササルコトハ職主許可ヲ爲シ得ルコト

(2) 「賃金」 「其ノ他已ニ得サレタ事由」ノ如ク抽換的ナル事由
第四十五條 ニ對シテハ並ニ許可セザルコト

第十三條

- 一 運用ノ許可ノ場合利子ノ定率ハ工場法施行令第二十四條ノ強制貯蓄ノ利率ニ依ルコト但シ特別ノ事由アル場合ハ其ノ利率ヲ低下スルコトヲ得ルコト此ノ場合ニ於テハ労働部ニ協議スルコト
- 二 同債ノ供託ハ額面金額ニ依リテ之ヲ命スルコト
- 三 供託スヘキ同債ノ額ハ事業ノ實情ニ依リテ之ヲ決定シ必スシモ運用金ノ金額ト同額(時價)ノ供託ヲ命スルヲ要セザルコト、確實ナル保證人ノアル場合ハ供託額ヲ減シ又ハ之ヲ命セザルコトヲ得ルコト
- 四 運用ノ許可ハ金額ヲ限りテ之ヲ爲スコト、將來積立テラレハキ退職積立金ヲ含マシムルコトヲ得ルコト

第十六條

許可ハ賃金又ハ之ニ準スヘキ事由ニ因リ積立ヲ困難ト認ムル場合ニ限り之ヲ爲シ單ニ減額ヲ事由トシテハ之ヲ爲サザルコト

第十七條

- 一 認可ハ施行令第十七條ノ標準ニ依リ積立之ヲ爲シ得ルコト
(個人タル事業主ニ在リテハ純益金額ハ事業主ノ算定スル所ニ依リ積立ヲ爲シ積立額ノ決定シタル金額ニ照シ積立金ニ不足アル場合ハ運賃ノ額ヲ積立額トシテ之ヲ定メシムルコト)
- 二 但シ、許可ハ事業年度(又ハ暦年)毎ニ受クルコトヲ要スルコト

第十八條

但シ、許可ハ法第十七條ノ退職手當積立金ノ少クトモ半額ヲ標準報明日額ニ比例シ積立額ヲ勤務年數、勤務狀態等ニ依リ労働者別ニ計算スルコト

(山形縣)

合ニ限リテ之ヲ爲スコト
第二十一條

- 一 法第十三條ノ取扱方針一乃至四ニ準スルコト
 - 二 退職手當積立金ヲ退職手當ノ支給ニ支障ヲ來ササル様運用ノ金額ヲ制限スルコト
- 第二十七條
- 一 特別手當積立金ノ限度ニ付テハ使用労働者ノ標準報明日額二十日分ノ合計額以上ヲ標準トシテ許可スルコト
 - 二 特別手當ヲ支給スル場合僅少ナル事業ハ其ノ經營實際ナルモノニ限リ右ノ標準ヲ下ケテ許可スルコトヲ得ルコト
- 第三十條
- 一 既得ノ退職手當ノ額額ハ其ノ之ヲ本業ニ依リ積立ニ取入レシムルコト
 - 二 勤務年數ノ計算ハ月割計算トスルコト
 - 三 退職手當規程ハ從來ノ規程カ定額賃金ニ依リ支給日數ヲ定メタルコトハ便宜之ヲ認ムルコト但シ退職手當支給額カ標準賃金ニ換算シテ法第三十條第三項ノ標準ヲ下リタルトキハ其ノ額迄補給スル旨ヲモ規定セシムルコト
 - 四 同一ノ事業主ノ工場又ハ礦山カ礦務係ニモ在ル場合ニ於テ同一ノ退職手當規程ヲ定メントスル者アル場合ハ労働部ニ協議ノ上許可スルコト
 - 五 準備積立金規程ニ定ムル積立率ハ概シ賃金ノ百分ノ三・三以上トスルコト
 - 六 第三十條ノ準備積立金ト第四十二條ノ準備積立金トハ退職手當カ規定共通ナル場合ニハ其ノ計算モ之ヲ共通ニスルコトヲ得ルコト但シ

(山形縣)

積立金額ノ更正認可ハ個人タル事業主ニ在リテハ認可申請書並ニ積立金額ノ計算書ヲ提出シ又ハ利益配當金額カ所得稅法ニ依リ決定シタル所得金額ニ照シ相違アリト認ムルトキニ於テ之ヲ爲シ、個人タル事業主ニ在リテハ認可申請書並ニ積立金額カ所得稅法ニ依リ決定シタル所得金額ニ照シ相違アリト認ムルトキニ於テ之ヲ爲スコト

- 一 積立金額ノ更正認可ハ個人タル事業主ニ在リテハ認可申請書並ニ積立金額ノ計算書ヲ提出シ又ハ利益配當金額カ所得稅法ニ依リ決定シタル所得金額ニ照シ相違アリト認ムルトキニ於テ之ヲ爲シ、個人タル事業主ニ在リテハ認可申請書並ニ積立金額カ所得稅法ニ依リ決定シタル所得金額ニ照シ相違アリト認ムルトキニ於テ之ヲ爲スコト
- 二 認可ハ積立金及退職手當積立施行令

第九條

第一項積立ノ規定ニ依リ積立ノ許可ハ通常ノ事業ニ在リテハ二月又ハ三月又ハ四月ノ標準トスルコト、特別積立ノ事業ニ在リテハ特別ノ事情アル場合ニハ更ニ延長ヲ得ルコト

第十條

- 一 準備積立金ノ方法ヲ許可スル際ニハ積立額ヲ三月又ハ一月又ハ一月又ハ一月ノ標準トシテ之ヲ決定スルコトヲ得ルコト
- 二 銀行預金又ハ金債信託ノ方法ノ許可ノ申請書ニハ銀行名又ハ信託會社名ヲ記載セザルコト

第十一條

- 一 積立ノ準備金ナル方法ハ當分ノ間之ヲ許可セザルコト
- 二 支拂ハ積立ノ事業主ノ證明ハ事業主個人ノ氏名ニ依リテスレバ事業主ナルコトヲ表示シ得ル積立名簿(例ハ○○○株式會社○○工場)ニ依リテ得ルコト
- 三 積立積立ノ方法ハ百圓以上ノ金額ニ達サレハ之ヲ許可セザルコト

第十二條

第四編 労働 第一章 工場

積立金額ノ更正認可ハ個人タル事業主ニ在リテハ認可申請書並ニ積立金額ノ計算書ヲ提出シ又ハ利益配當金額カ所得稅法ニ依リ決定シタル所得金額ニ照シ相違アリト認ムルトキニ於テ之ヲ爲シ、個人タル事業主ニ在リテハ認可申請書並ニ積立金額カ所得稅法ニ依リ決定シタル所得金額ニ照シ相違アリト認ムルトキニ於テ之ヲ爲スコト

第九條

第一項積立ノ規定ニ依リ積立ノ許可ハ通常ノ事業ニ在リテハ二月又ハ三月又ハ四月ノ標準トスルコト、特別積立ノ事業ニ在リテハ特別ノ事情アル場合ニハ更ニ延長ヲ得ルコト

第十條

- 一 準備積立金ノ方法ヲ許可スル際ニハ積立額ヲ三月又ハ一月又ハ一月又ハ一月ノ標準トシテ之ヲ決定スルコトヲ得ルコト
- 二 銀行預金又ハ金債信託ノ方法ノ許可ノ申請書ニハ銀行名又ハ信託會社名ヲ記載セザルコト

第十一條

- 一 積立ノ準備金ナル方法ハ當分ノ間之ヲ許可セザルコト
- 二 支拂ハ積立ノ事業主ノ證明ハ事業主個人ノ氏名ニ依リテスレバ事業主ナルコトヲ表示シ得ル積立名簿(例ハ○○○株式會社○○工場)ニ依リテ得ルコト
- 三 積立積立ノ方法ハ百圓以上ノ金額ニ達サレハ之ヲ許可セザルコト

第十二條

本

退職積立金及退職手當法第三號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第十六條 退職積立金及退職手當法第四號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第十七條 退職積立金及退職手當法第五號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第十八條 退職積立金及退職手當法第六號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第十九條 退職積立金及退職手當法第七號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第二十條 退職積立金及退職手當法第八號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第二十一條 退職積立金及退職手當法第九號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第二十二條 退職積立金及退職手當法第十號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第二十三條 退職積立金及退職手當法第十一號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第二十四條 退職積立金及退職手當法第十二號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第二十五條 退職積立金及退職手當法第十三號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第二十六條 退職積立金及退職手當法第十四號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第二十七條 退職積立金及退職手當法第十五號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第二十八條 退職積立金及退職手當法第十六號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第二十九條 退職積立金及退職手當法第十七號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第三十條 退職積立金及退職手當法第十八號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第三十一條 退職積立金及退職手當法第十九號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第三十二條 退職積立金及退職手當法第二十號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第三十三條 退職積立金及退職手當法第二十一號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第三十四條 退職積立金及退職手當法第二十二號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第三十五條 退職積立金及退職手當法第二十三號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第三十六條 退職積立金及退職手當法第二十四號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第三十七條 退職積立金及退職手當法第二十五號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第三十八條 退職積立金及退職手當法第二十六號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第三十九條 退職積立金及退職手當法第二十七號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第四十條 退職積立金及退職手當法第二十八號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第四十一條 退職積立金及退職手當法第二十九號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第四十二條 退職積立金及退職手當法第三十號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

〔山形省〕

退職積立金及退職手當法第三十號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第三十一條 退職積立金及退職手當法第三十一號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第三十二條 退職積立金及退職手當法第三十二號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第三十三條 退職積立金及退職手當法第三十三號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第三十四條 退職積立金及退職手當法第三十四號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第三十五條 退職積立金及退職手當法第三十五號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第三十六條 退職積立金及退職手當法第三十六號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第三十七條 退職積立金及退職手當法第三十七號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第三十八條 退職積立金及退職手當法第三十八號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第三十九條 退職積立金及退職手當法第三十九號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第四十條 退職積立金及退職手當法第四十號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第四十一條 退職積立金及退職手當法第四十一號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第四十二條 退職積立金及退職手當法第四十二號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第四十三條 退職積立金及退職手當法第四十三號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第四十四條 退職積立金及退職手當法第四十四號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第四十五條 退職積立金及退職手當法第四十五號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第四十六條 退職積立金及退職手當法第四十六號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第四十七條 退職積立金及退職手當法第四十七號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第四十八條 退職積立金及退職手當法第四十八號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第四十九條 退職積立金及退職手當法第四十九號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

第五十條 退職積立金及退職手當法第五十號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコトヲ要ス

●退職積立金及退職手當法ノ供託

國債ニ對スル權利ノ實行ニ關スル件

昭和十一年十二月二十二日

第一條 退職積立金及退職手當法第十三條第二項及第三項ノ供託國債ニ付同條第一項ノ權利ヲ有スル勞務者ハ當該事業ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ依リテ實行ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第二條 申立ニ對スル裁判ハ該事業ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ依リテ之ヲ爲ス

第三條 申立ニ對スル裁判ハ該事業ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ依リテ之ヲ爲ス

第四條 申立ニ對スル裁判ハ該事業ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ依リテ之ヲ爲ス

第五條 申立ニ對スル裁判ハ該事業ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ依リテ之ヲ爲ス

第六條 申立ニ對スル裁判ハ該事業ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ依リテ之ヲ爲ス

第七條 申立ニ對スル裁判ハ該事業ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ依リテ之ヲ爲ス

第八條 申立ニ對スル裁判ハ該事業ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ依リテ之ヲ爲ス

第九條 申立ニ對スル裁判ハ該事業ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ依リテ之ヲ爲ス

第十條 申立ニ對スル裁判ハ該事業ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ依リテ之ヲ爲ス

第十一條 申立ニ對スル裁判ハ該事業ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ依リテ之ヲ爲ス

第十二條 申立ニ對スル裁判ハ該事業ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ依リテ之ヲ爲ス

第十三條 申立ニ對スル裁判ハ該事業ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ依リテ之ヲ爲ス

第十四條 申立ニ對スル裁判ハ該事業ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ依リテ之ヲ爲ス

第十五條 申立ニ對スル裁判ハ該事業ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ依リテ之ヲ爲ス

第十六條 申立ニ對スル裁判ハ該事業ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ依リテ之ヲ爲ス

第十七條 申立ニ對スル裁判ハ該事業ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ依リテ之ヲ爲ス

第十八條 申立ニ對スル裁判ハ該事業ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ依リテ之ヲ爲ス

第十九條 申立ニ對スル裁判ハ該事業ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ依リテ之ヲ爲ス

第二十條 申立ニ對スル裁判ハ該事業ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ依リテ之ヲ爲ス

〔山形省〕

項ノ勞務者ニ對シ三十日以上ノ一定ノ期間内ニ債權ノ申立ヲ爲スヘキ旨ヲ通告スルコトヲ要ス

第二項ノ公告ハ裁判所ノ爲スヘキ登記事項ノ公告ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第三項ノ公告ハ債權者ノ爲シタルトキハ地方長官又ハ鐵山監督局長ニ對シ國債ノ供託書及退職積立金ニ關スル帳簿其ノ他必要ナル書類ノ送付ヲ囑託スルコトヲ要ス

第四項 第三條第一項ノ裁判確定シタルトキハ裁判所ハ執達吏ヲシテ國債ヲ換價セシムルコトヲ要ス

第五條 裁判所ハ第四條第一項ノ期間満了後遲滞ナク配當表ヲ作ルコトヲ要ス

第六條 裁判所配當表ニ關スル陳述及配當實施ノ期日ヲ指定シタルトキハ第三條第一項ノ勞務者及事業主ニ對シ各別ニ其ノ旨ヲ通知シ且之ヲ公告スルコトヲ要ス

第七條 第二項ノ規定ハ前項ノ公告ニ之ヲ準用ス

第八條 配當期日ニ出頭セサル勞務者ノ債權期日ニ於テ異議ノ完結セサル債權及退職積立金及退職手當法第十二條ノ規定ニ依リ其ノ支拂ヲ受クルコトヲ得サル勞務者ノ債權ニ對スル配當額ハ債權者ノ爲ニ之ヲ供託スルコトヲ要ス

第九條 國債換價及配當ノ手續ニ付テハ本令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外民事訴訟法ヲ準用ス

第十條 前八條ノ規定ハ退職積立金及退職手當法第十三條第四項ノ規定ヲ準用スル同法第二十一條第二項、第三十條第四項及第四十二條ノ權利ヲ實行スル場合ニ之ヲ準用ス

●退職積立金及退職手當法ニ於ケル季節的事業

昭和十一年十二月二十八日
内務省告示第六百九十三號

本令ハ退職積立金及退職手當法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和十二年一月一日)

一、 醬ノ乾燥

二、 清酒、葡萄酒又ハ味噌ノ製造

三、 粗製糖ノ製造

四、 粗製澱粉ノ製造

五、 魚介、果實又ハ蔬菜類ノ罐詰又ハ揚餡

六、 水産品ノ製造

労働者災害扶助法
昭和六年四月二日
法律第五十四号

第一章 労働者災害扶助並責任保険

第一条 本法ハ左ノ各條ノ一ニ該當スル事業ニ之ヲ適用ス

一 土石砂礫ヲ採取スル事業ニシテ動力若ハ火薬類ヲ用ヒ若ハ地下ニ於テシテ作業ヲ爲スモノ又ハ當時十人以上ノ労働者ヲ使用スルモノ

二 土木工事又ハ工作物ノ建設、保存、修理、變更若ハ破壊ノ工事ニシテ左ノ一ニ該當スルモノ

(一) 國、道府縣、市町村又ハ特命ヲ以テ指定スル公共團體ノ直管工事

(二) 鐵道、軌道若ハ索道ノ運輸事業又ハ水道、電氣若ハ工場ノ事業

(三) 管工若ハ其人事業ノ爲メニシテ直管工事ニ該當スル事業ニ於ケル修繕中ノ工作物(作業ノ進行ニ直接關係ナキモノヲ除ク)ニ關スル注文ニ該當スル工事

(四) 其ノ他ノ工事ニシテ勸令ノ定ムル規模ノモノ

第二章 労働者災害扶助並責任保険

第三条 労働者災害扶助並責任保険ノ責任者ハ左ノ各條ノ一ニ該當スル事業ニシテ労働者ヲ使用スル者ニシテ

一 船主若ハ船舶ヘノ貨物ノ積卸ノ事業、岸壁、波止場、停車場若ハ倉庫ニ於ケル貨物取扱ノ事業又ハ工場、鑛山若ハ土石砂礫ヲ採取スル場合ニ於ケル貨物積卸ノ事業ニシテ動力ニ依リ起重機、昇降機其ノ他ノ装置ヲ用フルモノ又ハ當時十人以上ノ労働者ヲ使用スルモノ

二 船舶ヲ運送スルモノノ外危険ナル事業又ハ衛生上有害ノ事業ニシテ勸令ヲ以テ指定スルモノ

主務大臣ハ勸令ノ規定ニ該當セザル土石砂礫ヲ採取スル事業及岸壁、波止場、停車場又ハ倉庫ニ於ケル貨物取扱ノ事業ニ付地域ヲ限リ本法ヲ適用スルコトヲ得

第二條 事業主ハ勸令ノ規定ニ依リ労働者ヲ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テ本人又ハ其ノ遺族若ハ本人ノ死亡當時其ノ親屬ニ依リ生計ヲ維持シタル者ヲ扶助スベシ

第三條 前條ノ事業主トハ労働者ヲ僱用シテ事業ヲ爲ス者ヲ謂フ但シ第一條第一項第二號(一)ノ工事ノ全部又ハ一部ヲ兼テ労働者ニ依リ爲サル場合ニ於テハ元請負人ヲ其ノ請負ヒタル工事ニ付事業主トス

第四條 前項但書ノ場合ニ於テ元請負人が責任を負ルモノニシテ元請負人トシテ扶助ヲ引受けシメタルトキハ其ノ下請負人モ亦其ノ請負ヒタル工事ニ付事業主トス此ノ場合ニ於テハ二以上ノ下請負人ヲシテ同一ノ工事ニ付重シク扶助ヲ引受けシメタルコトヲ得ズ

第五條 前項ノ場合ニ於テ元請負人が扶助ヲ受ケタルトキハ扶助ヲ引受けケル下請負人ニ對シテ先テ報告スベキ旨ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ下請負人が報告ノ報告ヲ受ケ又ハ其ノ行方ヲ知ラザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 第一條第一項第一號又ハ第四號ノ事業ガ専ラ同一ノ注文者ノ注文ニ依リ爲サルモノナルトキハ其ノ注文者モ亦其ノ事業ニ付事業主トス

第七條 船舶若ハ船舶ヘノ貨物ノ積卸ノ作業(動力ニ依リ運轉スル揚重機ヲ用フルモノニ限ル)ニシテ注文ニ依リ爲サルモノ又ハ同項第二號(一)ノ注文ニ依リ工事ニ付テハ其ノ注文者(兼テ注文ニ依リ爲サル場合ニ於ケル上級注文者ヲ含ム)モ其ノ注文ニ依リ作業又ハ工事ニ關シ亦同シ

第八條 前項ノ注文者若ハ扶助ノ請求ヲ受ケタルトキハ労働者ヲ使用シテ事業ヲ爲ス者ニ對シ、前條又ハ注文ニ依ル場合ニ於テハ其ノ下級注文者ニ對シテ

第二章 労働者災害扶助並責任保険

●労働者災害扶助法

昭和六年四月二日
法律第五十四号

第一章 労働者災害扶助並責任保険

第一条 本法ハ左ノ各條ノ一ニ該當スル事業ニ之ヲ適用ス

一 土石砂礫ヲ採取スル事業ニシテ動力若ハ火薬類ヲ用ヒ若ハ地下ニ於テシテ作業ヲ爲スモノ又ハ當時十人以上ノ労働者ヲ使用スルモノ

二 土木工事又ハ工作物ノ建設、保存、修理、變更若ハ破壊ノ工事ニシテ左ノ一ニ該當スルモノ

(一) 國、道府縣、市町村又ハ特命ヲ以テ指定スル公共團體ノ直管工事

(二) 鐵道、軌道若ハ索道ノ運輸事業又ハ水道、電氣若ハ工場ノ事業

(三) 管工若ハ其人事業ノ爲メニシテ直管工事ニ該當スル事業ニ於ケル修繕中ノ工作物(作業ノ進行ニ直接關係ナキモノヲ除ク)ニ關スル注文ニ該當スル工事

(四) 其ノ他ノ工事ニシテ勸令ノ定ムル規模ノモノ

第二章 労働者災害扶助並責任保険

第三条 労働者災害扶助並責任保険ノ責任者ハ左ノ各條ノ一ニ該當スル事業ニシテ労働者ヲ使用スル者ニシテ

一 船主若ハ船舶ヘノ貨物ノ積卸ノ事業、岸壁、波止場、停車場若ハ倉庫ニ於ケル貨物取扱ノ事業又ハ工場、鑛山若ハ土石砂礫ヲ採取スル場合ニ於ケル貨物積卸ノ事業ニシテ動力ニ依リ起重機、昇降機其ノ他ノ装置ヲ用フルモノ又ハ當時十人以上ノ労働者ヲ使用スルモノ

二 船舶ヲ運送スルモノノ外危険ナル事業又ハ衛生上有害ノ事業ニシテ勸令ヲ以テ指定スルモノ

第二章 労働者災害扶助並責任保険

第四編 勞務 第二章 勞務者災害扶助責任保險

第十三條以上ノ身體障害ニ以上存スルトキ 一級
第八級以上ノ身體障害ニ以上存スルトキ 二級
第五級以上ノ身體障害ニ以上存スルトキ 三級
別表ニ掲グルモノ以外ノ身體障害ヲ存スル者ニ付テハ障害ノ程度ニ應ジ別表ニ掲グル身體障害ニ準ジ障害扶助料ヲ支給スベシ
既ニ身體障害ヲ存スル者又ハ疾病ニ因リ同一部位ニ付障害ノ程度ヲ加重シタルトキハ其ノ加重セラレタル障害ノ程度ニ準ジ障害扶助料ノ金額ヨリ既ニ存シタル障害ノ程度ニ準ジ障害扶助料ノ金額ヲ差引キタル金額ヲ支給スベシ
第十四條 勞務者重大ナル損失ニ因リ負債シ又ハ疾病ニ罹リ且事業主其ノ事業ヲ維持力乏實(東京府)在リテハ普通職以下ノ(同)ノ認定ヲ受ケ
第十五條 トキハ休業扶助料及障害扶助料ノ之ヲ支給スルコトヲ要セズ
第十八條 勞務者死亡シタルトキハ事業主ハ遺族又ハ勞務者ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ標準賃金四百日分(其ノ金額男子ニ在ラバ三百二十日分、女子ニ在ラバ二百日分)ヲ遺族又ハ夫々三百二十日分又ハ二百日分ノ遺族扶助料ヲ支給スベシ
第十九條 勞務者死亡シタルトキハ事業主ハ遺族又ハ勞務者ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ標準賃金四百日分(其ノ金額男子ニ在ラバ三百二十日分、女子ニ在ラバ二百日分)ノ葬料ヲ支給スベシ
第二十條 第四條ノ規定ニ依リ本人ニ支給スル費用及休業扶助料ハ毎月一回以上之ヲ支給スルベシ但シ本人ヨリ申出アリタルトキハ毎月二回以上之ヲ支給スルベシ
第二十一條 勞務者ノ負傷又ハ疾病ヲ治療復還シタル之ヲ支給スベシ但シ事業主引續キ雇傭スル場合ニ於テ本人ノ承諾アリタルトキハ雇傭期間

〔山形縣〕

間内障害扶助料ノ支給ヲ延期スルコトヲ得
遺族扶助料及葬料ハ勞務者ノ死亡後遺族ナク之ヲ支給スベシ
事業主地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ障害扶助料及遺族扶助料ノ數額ニ分割シテ支給スルコトヲ得
勞務者災害扶助責任保險法ニ依リ保險セラレタル場合ニ於テハ第二項恒書及前項ノ規定ハ之ヲ適用セズ
第十一條 第四條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受ケ又ハ健康保險法ニ依リ療養ノ給付者ハ療養費ノ支給ヲ受ケル勞務者療養開始後一年ヲ経過スルモ負債又ハ疾病治療セザルトキハ事業主ハ標準賃金五百日分(其ノ金額男子ニ在ラバ四百三十日分、女子ニ在ラバ三百七十日分)遺族扶助料ヲ夫々四百三十日分又ハ二百七十日分ノ打切扶助料ヲ支給シ以後前七條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受ケザルコトヲ得
第十二條 別表第八級以上ノ障害扶助料又ハ打切扶助料ヲ受ケル勞務者扶助料ヲ受ケタル日ヨリ十五日以内ニ時局ニ應ジテ於テハ事業主ハ其ノ標準賃金ノ額ヲ負擔スベシ
第十三條 事業主及地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ事業主及勞務者ノ出資スル共済組合ノ爲シタル給付ノ限度ニ於テ之ニ相當スル本令ノ扶助料ノ爲スコトヲ要セズ
第十四條 地方長官必要ト認ムルトキハ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得
第十五條 勞務者災害扶助責任保險法第四條第二項ノ規定ニ依リ政府が扶助料ヲ受ケルキ者ニ保險金ヲ支拂ヒタルトキハ事業主ハ其ノ限度ニ於テ之ニ相當スル本令ノ扶助料ヲ受ケザルコトヲ要セズ
第十六條 勞務者災害扶助法第一條第一項第二號イノ工事ニ使用セラレル者ニ

〔山形縣〕

付テハ一日ニ付十六歳未満ノ者ハ四十日、十六歳以上ノ女子ハ六十日、其ノ他ノ者ハ一回
第二條 勞務者災害扶助法第一條第一項第四號ノ規定ニ使用セラレル者ニ付テハ事故發生前(賃金締切日アル場合ニ於テハ直前賃金締切日以前)ノ一月間當該事業ニ繼續使用セラレタル同種勞務者ノ賃金總額ヲ其ノ勞務者ノ數ニ其ノ期間ノ日數ヲ乘ジタル數(業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲休業シ賃金ヲ受ケザル日數ヲ控除ス)ヲ以テ除シタル金額ニ供給契約ニ基キ使用セラレタル者ニ付テハ事故發生ノ日ニ於テ當該事業ニ使用セラレタル同種勞務者ノ平均賃金ノ三分ノ二
第三條 第三號ニ該當セザル者ニ付テハ事故發生前(賃金締切日アル場合ニ於テハ直前賃金締切日以前)三月間(雇入後三月ニ滿テザルトキハ其ノ期間)ニ於ケル賃金總額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ以テ除シタル金額但シ其ノ金額ハ上記賃金總額ヲ該期間中ニ於テ賃金ヲ受ケタル日數ヲ以テ除シタル金額ノ百分ノ百ヲ下ルコトヲ得ズ
第四條 健康保險法ノ被保險者ニ付テハ前四條ノ規定ニ拘ラズ事故發生當時其ノ者ニ付定メラレタル標準賃額日額
第五條 前各條ノ規定ニ依リ標準賃額算出スルコト能ハザル者ニ付テハ地方長官ノ定ムル金額
第六條 厚生大臣ハ業務ノ種類又ハ地域ヲ異ニシテ第一號ノ金額ヲ増加又ハ減少スルコトヲ得

第一項第四號ニ規定スル期間中ニ業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲休業シタル期間アルトキハ其ノ日數及其ノ期間中ニ於ケル賃金ハ第一項第四號ノ期間及賃金總額ヨリ之ヲ控除ス
第一項第四號ノ賃金總額ニハ三月ヲ越セル期間毎ニ支給スル賃金及後明善行其ノ他特別ノ行爲ニ對スル手當ヲ包含セズ
第十六條 前條ノ規定ニ依リ標準賃額算出スルコト不適當ナル場合ニ於テハ事業主ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ別段ノ標準賃額ヲ定ムルコトヲ得
第十七條 工務法施行令第十條乃至第十二條、第十三條ノ二、第十五條及第十八條ノ規定ハ本令ノ扶助ニ付テハ準用ス
第十八條 國ノ直營スル事業ニ於ケル勞務者ノ扶助ニ付テハ別ニ定ムル規定ニ依ル
第十九條 勞務者災害扶助法第十一條ノ公共團體ハ道府縣又ハ市町村ニ準ズベキモノトス
第二十條 本令中地方長官トアルハ砂嶺縣ニ在リテハ嶺山監督局長トス
附則 (昭和十一年勅令第四百十八號)
本令ハ昭和十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前支給事由ヲ生ジタル扶助ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル
本令施行前ニ扶助ヲ受ケテ治療シタル負債又ハ疾病ガ本令施行後再發シテ扶助ヲ受ケタルトキハ本令ニ依リ之ヲ扶助スベシ

Table with 4 columns: 第一號, 第二號, 第三號, 第四號. Rows include 身體障害等級及障害扶助料表, 障害扶助料, 障害扶助料, 障害扶助料.

第四編 勞務 第二章 勞務者災害扶助責任保險

第十二級	第十三級
<p>一 眼ノ眼珠ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノ 一 眼ノ眼瞼ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノ 七 齒以上ニ對シテ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ 一 耳ノ耳鼓ノ大部分ヲ損傷シタルモノ 一 骨ノ肋骨、肋骨、肩胛骨又ハ骨盤骨ニ著シキ畸形ヲ殘スモノ 一 上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ 一 下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ 長骨ニ畸形ヲ殘スモノ 一 手ノ中指又ハ環指ノ用ヲ喪シタルモノ 一 足ノ第二趾ヲ失ヒタルモノ、第二趾ヲ併セ二趾ヲ失ヒタルモノ又ハ第三趾以下ノ三趾ヲ失ヒタルモノ 一 足ノ第一趾又ハ他ノ四趾ノ用ヲ喪シタルモノ 兩膝ニ頑固ナル伸縮障害ヲ殘スモノ 男子ノ外観ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノ 女子ノ外観ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノ</p>	<p>一 眼ノ眼力〇・六以下ニ減シタルモノ 一 眼ニ白内障、眼野炎等又ハ眼野變狀ヲ殘スモノ 一 眼ノ眼瞼ノ一部ニ缺損ヲ殘シ又ハ睫毛禿ヲ殘スモノ 一 手ノ小指ヲ失ヒタルモノ 一 手ノ環指ノ指骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ 一 手ノ示指ノ指骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ 一 手ノ中指ノ末關節ニ屈伸不能ヲ殘シタルモノ 一 下肢ヲ一腿以上短縮シタルモノ 一 足ノ第三趾以下ノ一趾又ハ二趾ヲ失ヒタルモノ</p>
<p>標準賃金六十日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ五十圓、女子ニ在リテハ三十圓ニ滿テザルトキハ夫々五十圓又ハ三十圓トス</p>	<p>標準賃金四十日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ三十圓、女子ニ在リテハ二十圓ニ滿テザルトキハ夫々三十圓又ハ二十圓トス</p>

〔山形書〕

〔山形書〕

第十四級	第十五級
<p>一 眼ノ眼瞼ノ一部ニ缺損ヲ殘シ又ハ睫毛禿ヲ殘スモノ 三 齒以上ニ對シテ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ 一 上肢ノ露出部ニ手掌面大ノ運動障害ヲ殘スモノ 一 下肢ノ露出部ニ手掌面大ノ運動障害ヲ殘スモノ 一 手ノ小指ノ用ヲ喪シタルモノ 一 手ノ環指及示指以外ノ指骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ 一 手ノ中指及示指以外ノ指ノ末關節ニ屈伸不能ヲ殘シタルモノ 一 足ノ第三趾以下ノ一趾又ハ二趾ノ用ヲ喪シタルモノ 兩膝ニ伸縮障害ヲ殘スモノ 男子ノ外観ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノ</p>	<p>一 眼ノ眼力〇・六以下ニ減シタルモノ 一 眼ニ白内障、眼野炎等又ハ眼野變狀ヲ殘スモノ 一 眼ノ眼瞼ノ一部ニ缺損ヲ殘シ又ハ睫毛禿ヲ殘スモノ 一 手ノ小指ヲ失ヒタルモノ 一 手ノ環指ノ指骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ 一 手ノ示指ノ指骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ 一 手ノ中指ノ末關節ニ屈伸不能ヲ殘シタルモノ 一 下肢ヲ一腿以上短縮シタルモノ 一 足ノ第三趾以下ノ一趾又ハ二趾ヲ失ヒタルモノ</p>
<p>標準賃金二十日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ十五圓、女子ニ在リテハ十圓ニ滿テザルトキハ夫々十五圓又ハ十圓トス</p>	<p>標準賃金二十日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ十五圓、女子ニ在リテハ十圓ニ滿テザルトキハ夫々十五圓又ハ十圓トス</p>

●労働者災害扶助法施行規則

昭和六年十一月二十八日
 内務省令第三十二號
 昭和八年内務省令第二六號、一〇年第四八號、一二年第五四號、一四年第五四號、一六年第五四號、一八年第五四號、二十年第五四號、二十二年第五四號、二十四年第五四號、二十六年第五四號、二十八年第五四號、三十年第五四號、三十二年第五四號、三十四年第五四號、三十六年第五四號、三十八年第五四號、四十年第五四號、四十二年第五四號、四十四年第五四號、四十六年第五四號、四十八年第五四號、五十年第五四號、五十二年第五四號、五十四年第五四號、五十六年第五四號、五十八年第五四號、六十年第五四號、六十二年第五四號、六十四年第五四號、六十六年第五四號、六十八年第五四號、七十年第五四號、七十二年第五四號、七十四年第五四號、七十六年第五四號、七十八年第五四號、八十年第五四號、八十二年第五四號、八十四年第五四號、八十六年第五四號、八十八年第五四號、九十年第五四號、九十二年第五四號、九十四年第五四號、九十六年第五四號、九十八年第五四號、一〇〇年第五四號

労働者災害扶助法施行規則左ノ通り制定ス
 第一條 労働者災害扶助法ヲ適用シ受タル事業主ハ扶助手続一切ノ權限ヲ有スル扶助代理人ヲ選任スルコトヲ得

第四編 勞務 第二章 勞務者災害扶助法施行規則

本業主が事業を行ハルル場所ニ居住セザルトキハ本業主法人ナル場合ニ於テ主タル事務所ガ事業ノ行ハルル場所ニ在ラザルトキハ扶助代理人ヲ選任スベシ

第二項ノ規定ニ依リ扶助代理人ヲ選任セザルトキハ事業主ハ選定ナク地方長官(東京府ニ在リテハ警視廳長以下之ニ同シ)ニ届出ヅベシ

地方長官ハ必要アリト認ムルトキハ扶助代理人ノ選任ヲ命ズルコトヲ得

扶助代理人ハ本則ノ適用ニ付テハ事業主ニ代ルモノトス

第二條 事業主ハ事業ノ行ハルル場所ニ負傷者ノ救護ニ必要ナル救急用具及材料ヲ備置スベシ但シ其ノ附近ニ適當ナル施設ノ利用ヲ得ベキモノアル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 事業主ハ其ノ住所氏名、扶助ニ關スル事項ノ要旨及扶助代理人アルトキハ其ノ住所氏名ヲ事業ノ行ハルル場所ノ見易キ箇所ニ揭示スベシ

第四條 揭示ニハ勞務者共ニ扶助法第三條第二項ノ元請負人又ハ同法第四條第一項ノ注文者アルトキハ其ノ住所氏名ヲ記載スベシ

第五條 事業主ハ事業ノ行ハルル場所ニ於ケル主タル事業所ニ勞務者ノ扶助ニ關スル書類ヲ備置スベシ

第六條 扶助ニ關スル書類ハ扶助ノ終リタル日ヨリ三年間ニ保存スベシ

第七條 勞務者業務上ノ負傷又ハ勞務者災害扶助法施行令第三條第二項ノ疾病ニ因リ療養ノ爲三日以上ノ休養ヲ要スベキトキ又ハ死亡シタルトキハ事業主ハ選定ナク第一條ニ依リ之ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第八條 事業主扶助ヲ爲シタルトキ又ハ勞務者災害扶助法施行令第十條第二項但書ノ規定ニ依リ救護材料ノ支給ヲ延滞シタルトキハ罰金貳千圓以下ノ罰金ニ處ス

〔山形縣〕

ニ依リ之ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第七條 事業主ハ毎年十月末日迄ニ罰金第三條ニ依リ十月一日現在ニ於ケル勞務者數ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第八條 第一條乃至第三條、第五條及第七條ノ規定ニ於テ事業主トアルハ勞務者災害扶助法第三條第二項ノ場合ニハ下請負人タル事業主、同法第四條第一項ノ場合ニハ勞務者ヲ使用スル事業主トス

第九條 事業ノ行ハルル場所ガ二以上ノ府縣ニ互ル場合ニ於テハ本則ニ依ル届出ハ其ノ事業ノ行ハルル場所ニ於ケル主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ爲スベシ

第十條 第一條第二項若ハ第三項又ハ第二條乃至第七條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第一條第四項ノ規定ニ依ル命令ニ従ハザル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ業務ニ處ス

第十一條 事業主未成年者若ハ禁治産者ナルトキ又ハ法人ナルトキハ之ニ適用スベキ規則ハ其ノ法定代理人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 事業主ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業員ガ其ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出アザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第十三條 本則中扶助代理人ニ關スル規定及事業主ニ適用スベキ規則ハ道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニ之ヲ適用セズ

第十四條 本則中地方長官トアルハ山形縣長ニ在リテハ山形縣長トス

附則
本則ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

様式第一號甲

〔山形縣〕

(昭和 年 月 日届出)

告報傷死者備勞		種類ノ業事		事業ノ名稱及其ノ事務所ノ所在地		事業主ノ住所 氏名 印章 扶助代理人ノ住所 氏名 印章			
名位及被養ノ部	者病傷死	別女男	氏名	生年月日	業務ノ種類	常備、臨時、日傭ノ別	賃金	事故發生ノ場所	
								計	女
危險労働設備及設備ノ有無	被害者ノ重大損失アリトシトキハ其ノ状況	原因ノ原		発生ノ状況		死亡ノ日時又ハ休業見込日(既ニ休業シタル日)		當日(前日)ノ業務時間	
		業務ノ種類		発生ノ時刻		午前 午後		午前 午後	

第四編 勞務 第二章 勞務者災害扶助法施行規則

附屬心算

- 一 本様式ハ勞働者災害扶助責任保險法ニ依リ保險ニ付セザル事業ニ使用スルモノトス
- 二 本様式ノ用紙ハ美濃紙半折大トス
- 三 本報告ハ勞働者災害扶助法施行令第十條第二項但書ノ規定ニ依リ障害扶助料ノ支給ヲ延期シタル後還滯ナク之ヲ差出スベシ
- 四 本報告ニハ扶助ヲ受ケベキ勞働者ノ障害扶助料支給延期承諾書ノ寫ヲ添付スベシ
- 五 本報告ニ付テハ其ノ寫ヲ作成シ障害扶助料支給ノ後三年間之ヲ保存スベシ
- 六 本報告ハ勞働者一名毎ニ用紙ヲ別ニスベシ
- 七 事業ノ種類別ニハ例ヘバ石灰石採掘業、砂利採取業、乗合自動車業、沖舟仕業、倉庫仕業、船舶解體事業等事業ノ性質ヲ分明ナラシムルコトヲ得ル名稱ヲ記入スベシ
- 八 事業主ノ住所氏名及扶助代理人ノ住所氏名ヲ記入シ捺印ハ扶助代理人アルトキハ其ノ捺印ノミヲ以テ足ル
- 九 支給延期ノ期間別ニハ例ヘバ雇傭期間別及不明和 年月 日 捺印スベシ

勞働者災害扶助報告書 年分

(昭和 年 月 日提出)

(十月一日現在)

事業ノ種類	事業ノ名稱及其ノ事務所ノ所在地	事業主ノ住所氏名捺印		扶助代理人ノ住所氏名捺印	年 齡	性 別	年 齡	性 別
		事業主ノ住所氏名捺印	扶助代理人ノ住所氏名捺印					
計								
十四歳以上十六歳未満								
十六歳以上								

〔山形縣〕

●勞働者災害扶助法施行細則

昭和七年六月八日 山形縣令第二十七號

第一條 本令ニ於テ法ト稱スルハ勞働者災害扶助法、施行令ト稱スルハ勞働者災害扶助法施行令、施行規則ト稱スルハ勞働者災害扶助法施行規則トシテ之ヲ指ス

第二條 事業主ハ其ノ事業ニ法第一條第二號ノ工事ヲ除クニシテ法ノ適用ヲ受タベキモノナルトキハ左ノ事項ヲ具シ還滯ナク知事ニ届出スベシ

- 一 事業主ノ住所、氏名、生年月日及主たる事務所ノ所在地(法人ニ在リテハ其ノ名稱及主たる事務所ノ所在地及代表者ノ住所、氏名)
- 二 事業場ノ名稱、所在地又ハ敷地、路線ノ基點、經由地並ニ基點又ハ供給區域
- 三 事業ノ種類及法ノ適用ヲ受タベキ事由(法第一條第一項各該款ノ事業別)

事業主ノ労働力、火災類若ハ動力ニ依リ起重機、昇降機其ノ他ノ揚重機使用ノ有無並ニ其ノ種類、名稱、臺數、馬力數

第四編 勞務 第二章 勞働者災害扶助並責任保險

〔山形縣〕

一 事業主ノ都合ニ依リ本様式各欄ノ間隔ヲ伸縮シ各欄内ニ別ニ欄ヲ設ケ又ハ各欄以外ノ欄ヲ設ケルコトヲ妨グズ

二 事業ノ種類別ニハ例ヘバ石灰石採掘業、砂利採取業、鐵道運輸事業、乗合自動車業、沖舟仕業、倉庫仕業等事業ノ性質ヲ分明ナラシムルコトヲ得ル名稱ヲ記入スベシ

三 事業主ノ住所氏名及扶助代理人ノ住所氏名ヲ記入シ捺印ハ扶助代理人アルトキハ其ノ捺印ノミヲ以テ足ル

四 種類別ニハ例ヘバ雇傭期間別及不明和 年月 日 捺印スベシ

五 當時使用スル勞働者男女別員數

前項第一號乃至第四號ノ届出事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ還滯ナク其ノ旨知事ニ届出スベシ但シ事業主ニ變更アリタルトキハ雙方連署シ、特別ノ事由ニ依リ連署シ難ハザルトキハ其ノ事由ヲ詳細シ届出スベシ

一月以上事業ヲ休止セントスルトキ又ハ休止中ノモノ開始セントスルトキハ還滯ナク休止ノ事由及休止期間又ハ開始年月日ヲ知事ニ届出スベシ

第一項ニ依リ届出デタル事業ニシテ法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタルトキハ其ノ事由ヲ附シ第一項ニ準ジ還滯ナク知事ニ届出スベシ

第三條 法第一條第二號ノ工事ヲ注文シタルトキハ注文主ハ還滯ナク左ノ事項ヲ具シ知事ニ届出スベシ

- 一 工事ノ場所、名稱及種類
- 二 工事開始及終了確定年月日
- 三 工事ノ開始及終了確定年月日
- 四 請負金額ノ定メアルモノハ請負金額、請負金額ノ定メアルモノモ主要材料ヲ注文主ニ於テ供給スルモノニ付テハ請負金額ノ外供給スベキ主要材料ノ種類別數量及價格ノ概要並ニ使用勞働者ノ確定人員ノ數

第五條 請負金額ノ定メナキモノ及工作物ノ破壊工費ニ付テハ使用勞働者兼

第四編 勞務 第二章 勞務者災害扶助施設責任保險

第一項 第二號の工事トス

前項ノ工事ノ事業主(勞務者災害扶助法第三條第二項ノ場合ニ於テハ元請負人タル事業主)ハ工事ノ開始前十四日迄ニ保險契約ノ申込ヲ爲スベシ但シ已ムコトヲ得ザル場合ニ於テハ其ノ後ニ於テ保險契約ノ申込ヲ爲スコトヲ妨グズ

第二編 保險スベキ扶助責任ノ範圍左ノ如シ

一 療養費中十四日超過部分

二 休業扶助料中八日以後ノ休業ニ付支給スル部分

三 障害扶助料

四 遺族扶助料

五 打切扶助料

第三編 前條第一號ノ療養費ノ範圍ハ左ニ掲グル療養ノ費用トス

一 診察(扶助請求ニ必要ナル診斷書意見書等ノ作成ヲ含ム)

二 藥劑又ハ治療材料ノ支給

三 處置及手術(齒科補綴ヲ含ム)

四 物理的治療

五 病院收容

六 看護

七 移送

前項ノ療養ノ費用ハ政府ノ定ムル所ニ依リ之ヲ算定ス

第一項第一號乃至第五號ノ療養ハ政府ノ承認ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外政府ノ指定スル醫館、齒科醫師又ハ病院ニ就キ受ケルモノニ限ル

第一項第四號乃至第七號ノ療養ハ政府ノ承認ヲ受ケタルモノニ限ル

【山形書】

保險金受取人前項ノ指示ニ従ハザルトキハ政府ハ當該負傷又ハ疾病ニ付以後ノ療養費及休業扶助料ニ對シテ保險金ノ支拂ヲ爲サズ

第五條 保險期間ハ工事ノ開始ヨリ終了迄トス但シ工事開始後保險料(第七條第一項但書ノ場合ニ於テハ第一回保險料)ノ拂込ヲ爲シタルモノニ付テハ拂込ノ翌日ヨリ工事終了迄トス

第六條 保險料ハ左ノ金額トス

一 請負金額ノ定アル工事(工作物ノ破壊工事ヲ除ク)ニ付テハ請負金額ニ保險料率ヲ乘ジタル額

二 前號以外ノ工事ニ付テハ勞務者ノ賃金總額ニ保險料率ヲ乘ジタル額

注文者ガ工事用物ヲ支給スル場合ニ於テハ左ノ各號ニ依リ算定シタル額ヲ其ノ工事ノ請負金額ニ加算シタルモノヲ以テ前項第一號ノ保險料算定ノ基礎タル請負金額トス

一 注文者ガ購買シタル物ニ付テハ其ノ購買價格

二 注文者ガ其ノ業トシテ生産又ハ製造シタル物ニ付テハ其ノ支給ノ時ニ最近接シテ注文者ガ販賣シタル通常ノ價格

三 前二號ノ規定ニ依リ難キ物ニ付テハ其ノ見積價格

政府ハ第一項第一號ノ規定ニ依ルヲ著シク不適當ナリト認ムルトキハ同項第二號ノ規定ニ依リ保險料ヲ定ムルコトヲ得

政府ハ工事開始後保險料(第七條第一項但書ノ場合ニ於テハ第一回保險料)ノ拂込ヲ爲シタルモノニ付テハ工事開始後ノ拂込ガ已ムコトヲ得ザル事由ニ因ルモノト認ムルトキハ工事開始ノ日ヨリ保險料拂込ノ日迄ニ於ケル工事進捗ノ状況又ハ使用勞務者延人員數ニ應ジテ保險料ヲ減額スルコトヲ得

第七條 保險契約ノ申込ヲ爲シタル者ハ已ムコトヲ得ザル場合ヲ除クノ外

【山形書】

第十二條 保險金受取人ノ行方不明、資力薄弱其ノ他ノ事由ニ因リ扶助ヲ受ケルコト困難ナリト認ムル場合ニ於テハ政府ハ扶助ヲ受ケベキ者ニ保險金ヲ支拂フコトヲ得

第十三條 勞務者災害扶助責任保險法第五條ノ場合ニ於テハ政府ハ保險金ノ支拂ヲ爲サズ但シ保險契約者告知セザリシ事實ヲ告知シ又ハ不實ノ告知ヲ訂正シタル場合ニ於テハ其ノ後ニ生ジタル事故ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條 保險契約者第七條第一項但書ノ規定ニ依ル第二回以後ノ保險料ノ拂込又ハ同條第四項ノ規定ニ依ル保險料ノ追加拂込ヲ遲滞シタルトキハ政府ハ遲滞期間中ニ生ジタル事故ニ對シテ保險金ノ支拂ヲ爲サズ但シ已ムコトヲ得ザル事由ニ因ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條 保險契約者又ハ保險金受取人故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ扶助責任ノ原因タル事故ヲ生ゼシメタルトキハ政府ハ保險金ノ支拂ヲ爲サズ

第十六條 政府ハ事業主ガ扶助ヲ爲ス實力ナシト認ムル場合ニ於テハ前三條ノ規定ニ拘ラズ保險金ヲ支拂フコトヲ得

第十七條 勞務者災害扶助責任保險ハ保險院長官ニ於テ之ヲ掌ル但シ第三條第三項第四項又ハ第四條第一項ノ承認又ハ指示ハ工事ノ主タル事務所ノ所在地(扶助開始後ニ於テ扶助ヲ受ケル者ガ工事ノ主タル事務所ノ所在地ニシテ道府縣以外ノ道府縣ニ移轉シタルトキハ其ノ居住地)ヲ管轄スル地方長官(東京府ニ在リテハ府視察官)之ヲ爲ス

附則 本令ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十年勅令第二十七號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

工事開始前ニ保險料ヲ政府ニ拂込ムベシ但シ工事期間一年ヲ超ユルモノニ付テハ最初ノ一年分ノ保險料ヲ工事開始前ニ拂込ミ前後各年(一年ニ滿テザルトキハ其ノ期間)分ノ保險料ヲ其ノ期間開始前ニ拂込ムコトヲ得

前項ノ保險料ハ前條第一項第一號ノ規定ニ依ルモノニ付テハ保險契約者込ノ時ニ於テ定メラレタル請負金額(注文者ガ工事用物ヲ支給スル場合ニ於テハ前條第二項ニ規定スル額)ノ見積額ヲ加算スルモノトシ、同項第二號ノ規定ニ依ルモノニ付テハ賃金總額ノ見込額ニ保險料率ヲ乘ジタル金額トス

第一項但書ノ一年分ノ保險料ハ保險料總額ヲ算定工事期間ノ日數ヲ以テ算シタルモノニ三百六十五(閏年ノ二月末日ヲ含ム場合ニハ三百六十六)ヲ乘ジタル金額トス但シ政府ハ工事施行計畫ノ狀況ニ應ジ異ル方法ニ依リ一年分ノ保險料ヲ定ムルコトヲ得

政府ハ第二項ノ請負金額又ハ賃金總額ノ見込額ニ變更ヲ生ジタルトキ其ノ他必要アル場合ニ於テハ保險料ノ追加拂込ヲ命ズルコトヲ得

第八條 第六條第一項第二號及前條第二項第四項ノ賃金總額ハ勞務者災害扶助法施行令第十五條及第十六條ノ規定ニ依リ定ムル標準賃金額ニ使用勞務者延人員(工場法又ハ職業法ノ適用ヲ受ケル職工及傭夫ヲ除ク)ノ數ヲ乘ジタル金額トス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ十六歳未満ノ者ハ十六歳以上ノ者ト看做ス

第九條 保險料中ハ厚生大臣之ヲ定ム

第十條 第七條ノ規定ニ依リテ算定シタル保險料ガ工事終了後第六條ノ規定ニ依リテ算定シタル保險料ニ比シテ不足アルトキハ政府ハ保險料ノ追加拂込ヲ命ジ又ハ之ヲ返還ス

第十一條 罰則

第四編 勞務 第二章 勞務者災害扶助施設責任保險

ハザル事由

第十條 保險金受取人勞働者災害扶助責任保險法施行令第三條第四項ノ承認ヲ受ケントスルトキハ前條第一號乃至第三號及第五號乃至第七號ニ掲グル事項ヲ具シシ地方長官ニ申請スベシ

第十一條 前二條ノ規定ハ勞働者災害扶助責任保險法施行令第十二條ノ規定ニ依リ政府ヨリ保險金ノ支拂ヲ受ケタル者ガ勞働者災害扶助責任保險法施行令第三條第三項又ハ同條第四項ノ承認ヲ受ケントスル場合ニ之ヲ準用ス但シ申請書ニ保險證書、保險金受取人證書又ハ勞働者死傷報告ニ關スル事項ヲ記載スルコト能ハザルトキハ保險金受取人ノ住所氏名、工事ノ場所及名稱、事故發生ノ年月日、事故ノ原因及發生狀況ヲ記載スベシ

第十二條 勞働者災害扶助責任保險法施行令第三條第三項又ハ同條第四項ノ承認ヲ申請ハ療養ヲ擔當スル者ニ於テモ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第九條、第十條及前條但書ノ規定ヲ準用ス

第十三條 保險金受取人療養擔當者ヲ變更セントスルトキハ左記事項ヲ具シシ地方長官ニ届出シ但シ新ニ療養ヲ擔當セントスル者現ニ療養ヲ擔當スル者ト同一道府縣内ニ居住スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條 保險金受取人證書ノ作成年月日及記載事項(保險金受取人保險契約者ナラザルトキハ保險金受取人證書ノ作成年月日及記載事項)但シ保險證書又ハ保險金受取人證書受領前ニ在リテハ保險契約者又ハ保險金受取人ノ住所氏名及工事ノ場所及名稱

〔山形縣〕

第十五條 新ニ療養ヲ擔當セントスル者ノ住所氏名、承認ヲ受ケントスルトキハ左記事項ヲ具シシ地方長官ニ申請スベシ

第十六條 扶助ニ關スル從來ノ経過及扶助ヲ打切ラントスル事由

第十七條 扶助ニ關スル從來ノ経過及扶助ヲ打切ラントスル事由

第十八條 扶助ニ關スル從來ノ経過及扶助ヲ打切ラントスル事由

第十九條 扶助ニ關スル從來ノ経過及扶助ヲ打切ラントスル事由

第二十條 扶助ニ關スル從來ノ経過及扶助ヲ打切ラントスル事由

第二十一條 扶助ニ關スル從來ノ経過及扶助ヲ打切ラントスル事由

第二十二條 扶助ニ關スル從來ノ経過及扶助ヲ打切ラントスル事由

第二十三條 扶助ニ關スル從來ノ経過及扶助ヲ打切ラントスル事由

第二十四條 扶助ニ關スル從來ノ経過及扶助ヲ打切ラントスル事由

〔山形縣〕

三 休業扶助料ニ付テハ療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハザリシコトニ關スル證明又ハ資料證明ノ意見書

四 病院收容ノ場合ニ於テ本人ノ収入ニ依リ生計ヲ維持スル者アルトキハ之ヲ證明スル書類

五 障害扶助料ニ付テハ當該等級ニ相當スルコトヲ證明スル書類又ハ資料證明ノ意見書

六 遺族扶助料ニ付テハ醫師ノ死亡診斷書、警察官署ノ檢死證又ハ市町村長ノ埋火葬證明書其ノ他死亡ヲ證明スル書類及死亡者ノ戸籍謄本其ノ他遺族扶助料ヲ受テベキ者ト本人トノ證明書類

第十七條 前條ノ保險金支拂ノ請求書ハ毎月二十日迄ニ前月分ニ付テ之ヲ提出スベシ

第十八條 扶助ヲ受ケベキ者勞働者災害扶助責任保險法施行令第十二條ノ規定ニ依リ保險金ノ支拂ヲ受ケントスルトキハ左記事項ヲ記載シタル請求書ヲ社會局長官ニ提出スベシ

第十九條 社會局長官ハ提出スベシ

第二十條 社會局長官ハ提出スベシ

第二十一條 社會局長官ハ提出スベシ

第二十二條 社會局長官ハ提出スベシ

第二十三條 社會局長官ハ提出スベシ

第二十四條 社會局長官ハ提出スベシ

第二十五條 社會局長官ハ提出スベシ

第二十六條 社會局長官ハ提出スベシ

第二十七條 社會局長官ハ提出スベシ

第二十八條 社會局長官ハ提出スベシ

第二十九條 社會局長官ハ提出スベシ

第三十條 社會局長官ハ提出スベシ

第三十一條 社會局長官ハ提出スベシ

第三十二條 社會局長官ハ提出スベシ

第三十三條 社會局長官ハ提出スベシ

第三十四條 社會局長官ハ提出スベシ

第三十五條 社會局長官ハ提出スベシ

第三十六條 社會局長官ハ提出スベシ

第三十七條 社會局長官ハ提出スベシ

第三十八條 社會局長官ハ提出スベシ

第三十九條 社會局長官ハ提出スベシ

第四十條 社會局長官ハ提出スベシ

第四十一條 社會局長官ハ提出スベシ

第四十二條 社會局長官ハ提出スベシ

第四十三條 社會局長官ハ提出スベシ

第四十四條 社會局長官ハ提出スベシ

第二章 労働者災害扶助責任保險

三 本則ニ依リ労働者災害扶助責任保險ニ適用スル労働者ニハ...

労働者災害扶助責任保險法施行

關スル件

昭和七年十月五日 山形縣令第五十三號

労働者災害扶助責任保險法令執

行手續

第一條 本令ニ於テ保險法ト稱スルハ労働者災害扶助責任保險法、保險令...

前項ノ調査ニ依リ保險法第五條ニ該當スル事實アリト認メタルトキハ...

員ヲ調査シ保險契約申込書記載ノ使用労働者男女別確定証人員...

供給労働者扶助令

昭和七年一月八日

労働者扶助令 第六條 労働者扶助令 第六條 労働者扶助令 第六條...

土石採取場安全及衛生規則

土石採取場安全及衛生規則 第一條 土石採取場安全及衛生規則 第一條...

労働者扶助令

労働者扶助令

労働者扶助令 第六條 労働者扶助令 第六條 労働者扶助令 第六條...

労働者扶助令

労働者扶助令 第六條 労働者扶助令 第六條 労働者扶助令 第六條...

労働者扶助令

労働者扶助令 第六條 労働者扶助令 第六條 労働者扶助令 第六條...

労働者扶助令 第六條 労働者扶助令 第六條 労働者扶助令 第六條...

労働者扶助令 第六條 労働者扶助令 第六條 労働者扶助令 第六條...

労働者扶助令 第六條 労働者扶助令 第六條 労働者扶助令 第六條...

労働者扶助令 第六條 労働者扶助令 第六條 労働者扶助令 第六條...

労働者扶助令 第六條 労働者扶助令 第六條 労働者扶助令 第六條...

労働者扶助令 第六條 労働者扶助令 第六條 労働者扶助令 第六條...

労働者扶助令 第六條 労働者扶助令 第六條 労働者扶助令 第六條...

労働者扶助令 第六條 労働者扶助令 第六條 労働者扶助令 第六條...

労働者扶助令 第六條 労働者扶助令 第六條 労働者扶助令 第六條...

労働者扶助令 第六條 労働者扶助令 第六條 労働者扶助令 第六條...

労働者扶助令 第六條 労働者扶助令 第六條 労働者扶助令 第六條...

第四節 労働者健康増進法施行規則

山形県知事 山形県労働局長 山形県労働安全衛生監督官 氏 名

注意

- 一、本届書ハ正副二通トシ本業場所在地ノ所轄警察署長ニ提出スルコト、但シ本業場ニ以上ノ警察署管轄区域ニ互ルトキハ其ノ主ナル事業所所在地ノ所轄警察署長ヲ提出スルコト
- 二、本届書ニ虚偽ノ事實ヲ記載シ又ハ届出ヲ怠リタルトキハ科料ニ處セラル

昭和九年十月三日	山形県労働安全衛生監督官	氏名	山形県労働局長
山形県労働安全衛生監督官	氏名	山形県労働局長	氏名

●土石採取場安全及衛生規則取扱

手續

- 第一條 本令ニ於テ規則ト稱スルハ土石採取場安全及衛生規則、規則ト稱スルハ土石採取場安全及衛生規則施行細則ヲ指ス
- 第二條 規則第二條第一項ノ規定ニ依ル届書ヲ受理シタルトキハ左記事項ヲ調査シ遵守ニ關スル意見ヲ具シ進達スベシ

〔山形縣〕

二條〇

- 一 選任ヲ受ケタル者ノ性質、素行
- 二 資力及信用ノ程度
- 三 健康及精神ノ有無
- 四 記載事項ノ正否
- 第三條 規則第三條ノ規定ニ依ル届書ヲ受理シタルトキハ其ノ事實ヲ調査シ意見ヲ具シ進達スベシ
- 第四條 規則第四條第一項ノ規定ニ依ル申請書ヲ受理シタルトキハ記載事項ノ正否ヲ調査シ正否ニ關スル意見ヲ具シ進達スベシ
- 第五條 規則第五條第一項ニ依ル届書ヲ受理シタルトキハ左記事項ヲ調査シ進達スル意見ヲ具シ進達スベシ
 - 一 選任ヲ受ケタル者ノ性質、素行
 - 二 健康及精神ノ有無
 - 三 事業場内ニ於ケル風評並ニ信用ノ程度
 - 四 記載事項ノ正否
- 第六條 規則第六條ニ依ル届書ヲ受理シタルトキハ其ノ事實ヲ調査シ意見ヲ具シ進達スベシ
- 第七條 規則第七條第三項、同第十九條及規則第四條第三項ニ該當スルモノアリト認メタルトキハ其ノ事由ヲ詳具シ進達スベシ
- 第八條 規則第八條第一項ノ規定ニ依ル届書ヲ受理シタルトキハ其ノ事實ヲ調査シ進達スル意見ヲ具シ進達スベシ
- 第九條 警察署長ハ毎月一回事業場ノ行ハル所ニ進出シ警察官等ヲ派遣シ左ノ事項ニ對シテ違反事項ノ發見ニ對シテ注意ヲ與ヘシメ遵守ニ關スル意見ヲ具シ進達スベシ
- 第十條 規則第三條乃至第十七條所定ノ事項ヲ遵守シテアライヤ

〔山形縣〕

- 二 安全委員又ハ安全係員ノ職務履行状況
 - 三 規則施行ニ依ル效果
 - 四 其ノ他規則施行上参考トナルベキ事項
- 前項ノ觀察ヲ爲シタルトキハ別記様式第一號ニ依リ其ノ狀況ヲ翌月十日様式第一號

土石採取場ノ安全及衛生ニ關スル觀察狀況報告

觀察事業場名	事業場ノ所在地	觀察年月日	官職	氏名	觀察狀況
山形県労働局長	山形県労働局長	昭和九年十月三日	労働局長	山形県労働局長	山形県労働局長
山形県労働局長	山形県労働局長	昭和九年十月三日	労働局長	山形県労働局長	山形県労働局長

本法律ヲ施行スルニ關シテハ...

工業労働者最低年齢法施行規則

大正十五年六月七日

第一條 工業労働者最低年齢法第三條ノ規定ニ依ル...

（山梨県）

大正十五年二月五日交付

山梨県 山梨県庁

第一條 本規則ハ...

工業労働者最低年齢法施行細則

大正十五年十月一日

第一條 本規則ニ於テ...

第二條 月二十日...

（山梨県）

Table with columns for 被用者 (Employee), 事業主氏名 (Business Owner Name), 事業場名 (Business Name), 所在地 (Location), 出生年月日 (Date of Birth), etc.

第十四條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十三年勅令第四百四十八號ヲ以テ同年七月一日ヨリ施行)

第十八條 従前ノ規定ニ依リ設置シタル職業紹介所ニ付テハ本法施行ノ日ヨリ一年ヲ限リ職業紹介委員会ニ關スル規定ヲ除キ仍従前ノ例ニ依ル

第十九條 地方長官ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前條ノ職業紹介所ノ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第二十條 本法施行ノ際現ニ行政官廳ノ許可ヲ受ケ職業紹介所ヲ設置スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當分ノ内無料ノ職業紹介事業ヲ行フコトヲ得

第二十一條 本法施行ノ際現ニ行政官廳ノ許可ヲ受ケ有料又ハ營利ヲ目的トスル職業紹介事業ヲ行フ者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ引續キ其ノ事業ヲ行フコトヲ得

第二十二條 本法施行ノ際現ニ第八條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタベキ勞務供給事業又ハ勞務者ノ募集ヲ行フ者ハ本法施行後二月以内ニ地方長官(東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監トス)ニ許可ヲ申請スベシ

第三章 職業紹介

【由書】

●營利職業紹介事業規則

昭和十三年六月二十九日 厚生省令第十七號

第一條 本令ハ職業紹介法(以下法ト稱ス)第二十一條ノ規定ニ依ル有料又ハ營利ヲ目的トスル職業紹介事業ニ之ヲ適用ス

第二條 有料又ハ營利ヲ目的トスル職業紹介事業ヲ行フ者(以下紹介業者ト稱ス)ハ其ノ事業所ノ位置、主トシテ紹介セントスル職業ノ種類、手数料額若ハ其ノ徴收方法又ハ法人ノ定款若ハ理事若ハ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ヲ變更セントスルトキハ事業所所在地ヲ管轄スル地方長官ノ許可ヲ受タベシ

第三條 紹介業者ハ其ノ同僚ノ店主、家族ハ宿屋、料理屋、飲食店、貸座敷、待合、藝妓屋、遊藝場、藝妓養成所等若ハ之ニ類スルモノノ周旋業、

【由書】

勞務供給事業、賣屋、古物商、金銀貸付業其ノ他之ニ類スル營業ヲ爲シ若ハ其ノ營業者ノ從業者トナリ又ハ勞務者ノ募集從事者トナルコトヲ得ズ代書人規則ニ依ル代書人又ハ其ノ補助員トナルコト亦同ジ

第六條 紹介業者ハ許可ヲ受ケタル手数料ノ外何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ報償トシテ財物其ノ他ノ利益ヲ受タルコトヲ得ズ

第七條 紹介業者ハ左ニ掲グル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ 一 事業ニ關シ誇大又ハ虚偽ノ廣告又ハ揭示ヲ爲スコト

二 紹介ニ關シ事實ヲ隱蔽シ又ハ虚偽シ其ノ他不正ノ手段ヲ用フルコト 三 求職者ノ意思ニ反シテ紹介ヲ爲スコト

四 求職者ヲ宿泊セシムルコト 五 金品ヲ給與シ又ハ貸付ケテ就職ヲ誘導スルコト 六 被借中ノ者ヲ勧誘シ他ノ紹介スルコト 七 事業所外ニ於テ被借者タルコトヲ勧誘スルコト 八 求職者ヲ誘引スル者ニ對シ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ財物其ノ他ノ利益ヲ供與スルコト

手数料額	件 條		入 雇		履入期間
	執務時間	本 時	給 料	需 要 人 員	
			住込月給 通勤月給	住込月給 通勤月給	年 齢
			無 要 否	無 要 否	教 育 程 度
			公 休 日	保 證 人 ノ 要 否	
			其 他		

紹介月日	被紹介者氏名	住 所	紹介員末	取 扱 者 印

〔山形〕

末	順

〔山形〕

氏名	現 住 所	本 籍 地	戸主ノ氏名及本人ノ職	省令第五條ニ依ル承諾者住所氏名及本人ノ職	前 職 務	技能経験	修 畢 程 度

年 月職業紹介事業状況届

職業別	求人		計	求職者		計	就職者		計
	男	女		男	女		男	女	
工業及礦業									
土木建築業									
商業									
農林業									
水産業									
運輸運搬									
戸内使用人									
計									
日傭労働者									

●營利職業紹介事業規則施行細則

昭和十三年八月二十日 山形縣令第三十三號

第一條 營利職業紹介事業規則(以下規則ト稱ス)第八條第一項ノ規定ニ依ルル調査ニハ同條所定ノ事項ノ外使用開始年月日ヲ具シ六箇月以内ニ撮影シタル写真(名刺判、無蓋紙、脱帽、半身)ヲ添附スベシ

〔山形縣〕

第二條 規則第十條第一項ノ規定ニ依ル申請書ニハ六箇月以内ニ撮影シタル写真(名刺判、無蓋紙、脱帽、半身)ニ業ヲ添附スベシ

第三條 紹介業者ハ規則第七條ノ規定ニ依ル制限ノ外左ニ掲グル行為ヲ爲スコトヲ得ズ 一 求職者ノ外出、通信若ハ面接ヲ妨グ其ノ自由ヲ拘束シ又ハ苛酷ナル

〔山形縣〕

取扱ツ高スコト 二 警察官吏又ハ求職者ヲ保護スル者ニ對シ求職者ノ所在ヲ隱匿シ又ハ之ヲ拘ルコト

第四條 紹介業者ハ手放料ニ關シ左ノ各號ヲ遵守スベシ 一 手放料ハ事業所見基キ場所ニ掲示スルコト

二 二人以上ニテ紹介セシ場合ト雖モ手放料ハ許可額限額ヲ超ニザルコト

三 手放料ハ求人者、求職者雙方ヨリ各半額ヲ受ケルコト但シ求職者ヨリ半額以下ヲ受ケル場合ニ限リ求人者ニ對シ其ノ不足額ヲ請求スルコトヲ妨ケズ

四 手放料ノ請求又ハ受領ハ契約成立後ニ於テ之ヲ爲スコト

五 手放料ノ支拂ヲ受ケタルトキハ受領金額及受領年月日ヲ記シタル領收書ヲ交付スルコト

第六條 紹介業者ハ依頼ヲ受ケタル求職者ニシテ事關不審ナル者若ハ犯罪ヲ犯スル者又ハ決定傳染病ニ罹レル者ヲ發見シタルトキハ速滞ナシテ警察官吏ニ申告スベシ

第七條 規則第十一條ノ規定ニ依リ職權ハ所轄警察署ノ捺印ヲ受ケタベシ

第八條 紹介業者ハ未成年者又ハ婦女ヲ額外ニ紹介シタルトキハ求職者ノ出發三日左ノ事項ヲ求職者所轄警察署ニ届出アベシ

一 求職者及求人者ノ住所、氏名及年齢

二 勞務及雇賃契約ノ概要

三 法定代理人又ハ夫ノ承諾書寫

第九條 紹介業者求職者ヲ紹介シタルトキハ七日以内ニ戶主又ハ之ニ代ルベキ者ニ其ノ旨通知スベシ但シ通知ヲ受ケベキ者ノ承諾アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十條 紹介業者ハ別記様式ノ看板ヲ事業所見基キ場所ニ掲示スベシ

第十一條 第三條乃至前條ノ規定ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十二條 紹介業者未成年者又ハ法人ナルトキハ本令ニ依リ之ニ適用スベキ罰則ノ之ヲ法定代理人又ハ法人ノ代表者ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 紹介業者ハ事業所ノ戸主、家族又ハ雇人ニシテ本令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ル、コトヲ得ズ

第十四條 罰則 一 罰金ニ處スルノ旨ハ同令第六條ノ規定ニ依リ之ヲ適用ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年 山形縣令第三十三號 營利職業紹介事業規則施行細則第八條ノ規定ニ依リ之ヲ施行ス

規則第三項ノ規定ニ依リ届出ハ所轄警察署天鏡由スベシ

別記様式

第七十五種 (二尺五寸)

住所	氏名
職業	名

種一十二様 (寸七)

有利農業紹介事業状況報告

(昭和十三年六月二十九日)

農業紹介

業種	業種別	求		計		求		計	
		男	女	男	女	男	女		
農業	農業								
工業	工業								
土木	土木								
林業	林業								
水産	水産								
通信	通信								
月内使用人	月内使用人								
計	計								
日	日								
業	業								
業	業								

●労働供給事業規則

昭和十三年六月二十九日 厚生省令第十八號

【附則】

第一條 本令ハ農業紹介法(以下法ト稱ス)第八條ノ規定ニ依ル労働供給事業ニ之ヲ適用ス

第二條 法第八條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタベキ労働供給事業ハ臨時ニ使用セラルル労働者ヲ有料ニテ又ハ營利ノ目的ヲ以テ常時三十人以上

【附則】

労働供給事業ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ事業所所在地ノ労働市場地方長官ニ申請スベシ

一 本願ノ住所、氏名、年齢及職業、法人ナルトキハ其ノ名稱、主たる事業所ノ所在地、定款、理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ住所、氏名及職業

二 事業所ノ所在地及名称

三 主トシテ労働者ヲ供給スル區域

四 労働者ノ業務ノ種類

五 供給ニ依ル収益方法及ヒ報酬ノ額若ハ申

六 他ノ者ヨリ供給ヲ受ケタル労働者ヲ供給スル場合ノ利益ノ配分方法

七 労働者ノ健康ニ關スル資金支拂ノ方法

八 労働者ノ業務上ノ負傷、疾病、死亡等ニ對スル扶助其ノ他ノ措置

九 労働者ノ賃金、福利、退職金等ノ取扱い

十 労働者ノ教育、訓練等ノ取扱い

十一 労働者ノ生活、衛生等ノ取扱い

十二 労働者ノ労働時間、休息時間等ノ取扱い

十三 労働者ノ労働環境等ノ取扱い

十四 労働者ノ労働安全等ノ取扱い

十五 労働者ノ労働衛生等ノ取扱い

十六 労働者ノ労働福利等ノ取扱い

十七 労働者ノ労働教育等ノ取扱い

十八 労働者ノ労働訓練等ノ取扱い

十九 労働者ノ労働生活等ノ取扱い

二十 労働者ノ労働衛生等ノ取扱い

労働供給事業ノ許可ヲ受ケタル者ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ事業所所在地ノ労働市場地方長官ニ申請スベシ

一 本願ノ住所、氏名、年齢及職業、法人ナルトキハ其ノ名稱、主たる事業所ノ所在地、定款、理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ住所、氏名及職業

二 事業所ノ所在地及名称

三 主トシテ労働者ヲ供給スル區域

四 労働者ノ業務ノ種類

五 供給ニ依ル収益方法及ヒ報酬ノ額若ハ申

六 他ノ者ヨリ供給ヲ受ケタル労働者ヲ供給スル場合ノ利益ノ配分方法

七 労働者ノ健康ニ關スル資金支拂ノ方法

八 労働者ノ業務上ノ負傷、疾病、死亡等ニ對スル扶助其ノ他ノ措置

九 労働者ノ賃金、福利、退職金等ノ取扱い

十 労働者ノ教育、訓練等ノ取扱い

十一 労働者ノ生活、衛生等ノ取扱い

十二 労働者ノ労働時間、休息時間等ノ取扱い

十三 労働者ノ労働環境等ノ取扱い

十四 労働者ノ労働安全等ノ取扱い

十五 労働者ノ労働衛生等ノ取扱い

十六 労働者ノ労働福利等ノ取扱い

十七 労働者ノ労働教育等ノ取扱い

十八 労働者ノ労働訓練等ノ取扱い

十九 労働者ノ労働生活等ノ取扱い

二十 労働者ノ労働衛生等ノ取扱い

労働供給地 所在地	事務所 所在地	労働供給契約日 年 月 日
--------------	------------	------------------

月 日	賃金受給額又は労働供給消費賃金受給額	賃金支払額		賃金支払額	備考
		労働人員	備考		
		男	女		
合 計					

備考
1. 本簿同一労働供給先へ連続して労働供給する場合甲種表式を代へ使用スルモノトス
2. 労働供給契約等一次賃金又は労働供給消費賃金を取戻し受取ル場合は月毎に受取ル賃金ノ額ヲ記入シ其ノ賃金考欄ニ附記スルコト
3. 五日以上連続して労働供給先へ連続して労働供給する場合に於ては労働日毎に賃金ノ額ヲ記入シ其ノ賃金考欄ニ附記スルコト

【印欄】

【印欄】

別表ノ五
賃金受給簿(甲)ノ賃金受給額(時和)年(月分)申告
賃金受給簿(乙)ノ賃金受給額(時和)年(月分)申告
賃金受給簿(丙)ノ賃金受給額(時和)年(月分)申告
賃金受給簿(丁)ノ賃金受給額(時和)年(月分)申告
賃金受給簿(戊)ノ賃金受給額(時和)年(月分)申告
賃金受給簿(己)ノ賃金受給額(時和)年(月分)申告
賃金受給簿(庚)ノ賃金受給額(時和)年(月分)申告
賃金受給簿(辛)ノ賃金受給額(時和)年(月分)申告
賃金受給簿(壬)ノ賃金受給額(時和)年(月分)申告
賃金受給簿(癸)ノ賃金受給額(時和)年(月分)申告

労働供給先 種別	労働供給先 種別		賃金受給額 計	備考
	男	女		
一、労働供給先				
二、労働供給先				
三、労働供給先				
四、労働供給先				
五、労働供給先				
六、労働供給先				
七、労働供給先				
八、労働供給先				
九、労働供給先				
十、労働供給先				
十一、労働供給先				
十二、労働供給先				
十三、労働供給先				
十四、労働供給先				
十五、労働供給先				
十六、労働供給先				
十七、労働供給先				
十八、労働供給先				
十九、労働供給先				
二十、労働供給先				
合計				

三、労働人員
延人員 名(内女延人員 名)
第四編 第五卷 職業紹介

備考

- 一、(一)所屬勞務者數額ニハ所屬勞務者名簿記載ノ月末人員ヲ其ノ職種別、男女別ニ記入スルコト
- 二、「供給勞務ノ種類」ハ勞務者供給簿ノ例ニ準ジ記スルコト
- 三、十賃金トシテ定額賃金(日給)ト依リ普通賃金ハ供給勞務ノ種類毎ニ同一賃金ノ最多数アリシモノヲ記シ月給、出來高拂等ノ場合ハ備考欄ニ註記スルコト
- 四、「宿泊人員」ハ所屬勞務者ノ宿泊施設利用人員ヲ記スルコト

●勞務供給事業規則施行細則

昭和十三年八月二十日
山形縣令第三十四號

- 第一條 勞務供給事業規則(以下規則ト稱ス)第三條第五號ノ供給ニ依ル收給方法ハ供給先ヨリ受ケル供給シタル勞務ニ對シテ報償額ト所屬勞務者ニ支拂フ賃金額トノ比率若ハ差額及其ノ收受、支拂ノ方法、供給先又ハ所屬勞務者ヨリ收受スル手数料其ノ他ノ報償額及其ノ收受ノ方法等詳細記載スベシ
- 第二條 規則第九條第一項ノ規定ニ依ル屆書ニハ別條所定ノ事項ノ外使用開始年月日ヲ記載スベシ
- 第三條 供給業者ノ所屬勞務者ヨリ徴収スル掛附スル金額ハ手数料其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルアトハズ賃金ノ二割ヲ超ニルコトヲ得ズ但シ宿泊セシメ又ハ食事ヲ給スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第四條 供給業者ハ所屬勞務者ニシテ暴行等若ハ犯罪ノ疑アル者又ハ法定傳染病ニ罹レル者ヲ見シタルトキハ速滞ナク警察官吏ニ申告スベシ
- 第五條 規則第十二條ノ規定ニ依ル取寄ハ所屬勞務者ノ勤務ヲ受ケタシメシメテ供給業者ハ別記様式ノ取寄書ヲ事業所寫真等ニ添付シテ提出スベシ
- 第六條 供給業者ハ別記様式ノ取寄書ヲ事業所寫真等ニ添付シテ提出スベシ

〔山形縣〕

第七十五號 (二尺五寸)

勞務供給業	住所
氏名	

初一十二號 (寸七)

第七條 第三條ノ規定ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第八條 供給業者未成年者又ハ法人ナルトキハ本令ニ依リ適用スベキ期間ハ之ヲ決定代理人又ハ法人ノ代表者ニ適用ス但シ其ノ事業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

供給業者ハ從業者、同居ノ戸主、家族又ハ雇人ニシテ本令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルメ放リ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

規則附則第二項ノ規定ニ依ル屆書及第三項ノ規定ニ依ル許可申請書ハ所轄警察署ヲ經由スベシ

別記様式

●勞務供給事業規則執行手續

昭和十三年八月二十日
山形縣令第二十三號

- 第一條 本手續ニ於テ規則ト稱スルハ勞務供給事業規則ヲ、細則ト稱スルハ勞務供給事業規則施行細則ヲ指ス
- 第二條 規則第三條ノ規定ニ依ル許可申請書ヲ受理シタルトキハ左ノ各款ノ事項ヲ調査シ見テ附シ進達スベシ
- 一 申請書ハ所定ノ事項ヲ具備シ其ノ内容ハ正當ナリヤ
- 二 賃金、業行及教育ノ程度
- 三 健康、信用及家族ノ状況
- 四 資料(事實書又ハ其ノ適合若ハ停止ノ理由)ノ有無、若アリトスレバ其ノ姓名及刑罰
- 五 業行業者又ハ事業業者者ニアラザルヤ
- 六 業行分設又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ復舊ヲ得ザル者ニアラザルヤ
- 七 紹介、同族、勞務供給等ノ事業ニ關スル法令ニ依リ事業ノ許可ヲ取附ケレ又ハ從業者タルコトヲ禁止セラレタル者ニアラザルヤ
- 八 職業紹介所ノ機能ノミニマムハ勞務供給ノ回滑ヲ期シ得ザル事情アリヤ
- 九 産業上勞務供給事業ヲ必要トスル程度
- 十 其ノ他参考ト爲ルベキ事項
- 第三條 規則第四條ノ規定ニ依ル許可申請書ヲ受理シタルトキハ申請ノ事由正當ナリヤ否ヲ調査シ見テ附シ進達スベシ
- 第四條 規則第九條第一項ノ規定ニ依ル屆書ヲ受理シタルトキハ第二條第一項第一號乃至第七號ノ各事項ヲ調査シ不適當ト認ムルトキハ使用ヲ禁止シ其ノ状況ヲ報告スベシ

〔山形縣〕

- 第五條 規則第十四條ノ規定ニ依リ規則第三條第五號乃至第十一條ノ事項ニ付變更ヲ命ズル必要アリト認ムルトキハ其ノ事由ヲ詳具シ進ニ報告スベシ
- 第六條 規則第十五條ノ規定ニ依リ事業ノ停止又ハ許可取消ノ必要アリト認ムルトキハ其ノ事由ヲ詳具シ進ニ報告スベシ
- 第七條 警察署長ハ毎月一回以上警察官吏ヲシテ事業所ニ臨檢セシメ該事業ノ進行其ノ他警察官吏ノ觀察ヲ爲サシムベシ
- 第八條 規則第五條ノ規定ニ依ル許可申請書ニ對シテハ帳簿ノ複製ニ様式第一號ニ依リ複製ヲ記載ノ上毎紙捺印スベシ
- 第九條 警察署長ハ様式第二號ノ勞務供給事業者取寄書調査シ具報アリタルトキハ其ノ都度捺印スベシ
- 附則
警察署長ハ規則附則第二項ノ規定ニ依リ届出タル事業状況届ヲ取讀メ様式第三號ニ依リ毎月十日迄ニ報告スベシ同第三項ノ規定ニ依ル業行許可申請書ヲ受理シタルトキハ業行スベキ業務ノ種類及期間ヲ調査シ見テ附シ進達スベシ
- 第一號様式
取寄書調査書
警察署長
昭和 年 月 日 印
警察署印
- 第二號様式

(用紙表紙紙)

事業開始年月日	昭和十一年一月一日	事業終了年月日	昭和十一年一月一日
事業種別	建設業		
事業所所在地	東京都中央区		
代表者	山崎 太郎		
代表者	山崎 太郎		
代表者	山崎 太郎		

事業種別	建設業	事業所所在地	東京都中央区
代表者	山崎 太郎	代表者	山崎 太郎
代表者	山崎 太郎	代表者	山崎 太郎

【山崎太郎】

事業種別	建設業	事業所所在地	東京都中央区
代表者	山崎 太郎	代表者	山崎 太郎
代表者	山崎 太郎	代表者	山崎 太郎

事業種別	建設業	事業所所在地	東京都中央区
代表者	山崎 太郎	代表者	山崎 太郎
代表者	山崎 太郎	代表者	山崎 太郎

事業種別	建設業	事業所所在地	東京都中央区
代表者	山崎 太郎	代表者	山崎 太郎
代表者	山崎 太郎	代表者	山崎 太郎

【山崎太郎】

事業種別	建設業	事業所所在地	東京都中央区
代表者	山崎 太郎	代表者	山崎 太郎
代表者	山崎 太郎	代表者	山崎 太郎

● 勞務者募集規則

第一條 本規則は、昭和十三年六月二十九日附の厚生省令第十九號「勞務者募集規則」に基づき制定する。

第二條 本規則は、建設業に適用する。

第三條 本規則は、建設業に適用する。

第四條 本規則は、建設業に適用する。

第五條 本規則は、建設業に適用する。

第六條 本規則は、建設業に適用する。

第七條 本規則は、建設業に適用する。

第八條 本規則は、建設業に適用する。

第九條 本規則は、建設業に適用する。

第十條 本規則は、建設業に適用する。

氏名ヲ記載スルコト
 五、前渡金額ニハ就業場所前ニ於テ應募者、親族者等ハ之ニ代ルベキ者ニ交付シタル金額ヲ記載スルコト但シ返還スルコトヲ要セザルモノハ此ノ限ニ在ラズ
 六、放棄額ニハ應募者ノ入場ニ要シタル費用ニシテ就業後之ヲ返還スルコトヲ要スベキモノ(條件附ニテ返還ヲ要セザルモノヲ包含ス)ヲ汽車、汽船、本馬賃、宿泊料及辨當代其ノ他ノ別ニ依リ記載スルコトヲ要ス

別表ノ三
 勞務者募集状況表
 勞務者募集状況(昭和 年 月分)

募集場所	募集種別	募集者ノ別		募集主ノ住所氏名
		男	女	
何々市	何々			
何々町	何々			
何々村	何々			
計				

【山形縣】

勞務者募集規則施行細則

昭和十三年八月二十日
 山形縣令第三十五號

第一條 勞務者募集規則(以下規則ト稱ス)第三條ノ規定ニ依リ申請ハ募集ノ都度之ヲ爲スベシ
 第二條 募集期間ハ數個ノ募集ヲ併セ行フ場合ト雖モ一年ヲ越ユルコトヲ得ズ
 第三條 本縣内ニ就業場所ヲ有スル者規則又ハ本令ノ規定ニ依リ當選ニ提出スル書類ハ同種書類ヲ提出スベシ
 第四條 規則第三條、第四條及第六條ノ規定ニ依リ申請書ニ添付スベキ書類ハ六個月以内ニ提出シタルモノニシテ且既納、正當半身、名刺列無量等トシ其ノ裏面ニハ撮影年月日及氏名ヲ記載スベシ
 第五條 規則第八條第三項及第十七條ノ規定ニ依リ返納又ハ届出ハ當選ノ理由ヲ示シテ
 第六條 規則第三條及第四條ノ規定ニ依リ提出スル書類ニハ其ノ副本二部、第五條ノ規定ニ依リ當選ヲ經由スベキ書類ニハ三通、第九條第十七條ノ規定ニ依リ當選ノ理由ヲ示シテ提出スベシ
 第七條 募集事務者ノ同時ニ他ノ募集主ノ從事者タルコトヲ得ズ
 第八條 募集事務者ノ同時ニ他ノ募集主ノ從事者タルコトヲ得ズ
 第九條 募集事務者ノ同時ニ他ノ募集主ノ從事者タルコトヲ得ズ

第八條 本令ノ規則ハ其ノ者方法人タルキハ理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者タルキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス、但シ其ノ事業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
 募集主ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他従業員ニシテ募集主ニ關スル前條ノ違反行為ヲ爲シタルトキハ自己ノ指彈ニ出デザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ
 附則
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 大正十四年二月二日山形縣令第九號勞務者募集規則施行規則ハ之ヲ廢止ス

【山形縣】

勞務者募集規則執行手續

昭和十三年八月二十日
 山形縣令第二十四號

第一條 勞務者募集規則(以下規則ト稱ス)第三條第一項又ハ第四條第一項ノ規定ニ依リ許可申請書ヲ受理シタルトキハ左記事項ヲ調査シ意見ヲ附シ送達スベシ

一	申請書ニ記載シタル事項ノ正否
二	募集決定人員ハ過大ナルコトナキヤ
三	職業紹介機關ノ取扱ニ依リ充足ハ困難ナリヤ
四	募集スベキ人員ノ要否ノ程度
五	就業場所ニ記載シタル勞務條件ノ真否及適否
六	募集事務者ノ住所、年齢、職業及雇歴等ハ相違ナキヤ

一 本縣内ニ就業場所ヲ有スル者規則又ハ本令ノ規定ニ依リ當選ニ提出スル書類ハ同種書類ヲ提出スベシ

二 性質、業行及教育ノ程度
 三 資産、信用及家庭ノ狀況
 四 前科(刑罰受處又ハ其ノ謀合若ハ容止ノ罪共)ノ有無、若アリトスレバ其ノ罪名及刑罰
 五 禁治産者及準禁治産者ニアラザルヤ
 六 家賃分取又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ復権ヲ得ザル者ニアラザルヤ
 七 紹介、周旋勞務供給等ノ事業ニ關スル法令ニ依リ事業ノ許可ヲ取消セラレ又ハ從事者タルコトヲ禁止セラレタル者ニアラザルヤ
 八 勞務者募集事務者タルコトヲ禁止セラレタル者又ハ他ノ募集主ノ募集事務者ニアラザルヤ
 九 酒屋、料理屋、飲食店、貸座敷、待合、藝妓屋、遊藝場、藝妓技兩等若ハ之ニ類スルモノ、周旋業、質屋、古物商、金貸貸付業其ノ他之ニ類スル營業ヲ爲ス者若ハ其ノ從業者又ハ之ト同居スル者ニアラザルヤ
 十 前各條ノ外参考トナルベキ事項

第二條 規則第九條ノ規定ニ依リ着手届ヲ受理シタルトキハ速カニ其ノ副本ヲ送達スベシ
 第三條 規則第十四條ノ規定ニ依リ届出タル應募者ヲ取置メ別表ノ様式ニ依リ毎月五日迄ニ報告スベシ
 第四條 募集又ハ募集事務者ニシテ不適當ト認ムルトキハ其ノ事由ヲ詳具シ送達ナク之ヲ報告スベシ
 附則
 大正十四年二月二日山形縣令第二號勞務者募集規則執行手續ハ之ヲ廢止ス

五ノ汽機並原動機

三ノ汽機並原動機ノ底平方型以下ナルトキハ二底平方型ノ壓力ノ...

第七條 汽機検査ノ受付

汽機検査ノ受付ケントスル者ハ汽機毎ニ別記第三號様式ニ依ル...

第八條 汽機設置工事竣功シタルトキハ

汽機設置工事竣功シタルトキハ汽機毎ニ別記第六號様式ニ依ル...

第九條 汽機ハ汽機検査證ノ交付ヲ受クルニ非ズレバ

汽機ハ汽機検査證ノ交付ヲ受クルニ非ズレバ之ヲ使用スルコトヲ...

〔山形省〕

指定シテ之ヲ通知ス

第十條 汽機ニシテ内務大臣ノ指定スル保險業者ノ保險ニ付シタルモノ...

第十一條 汽機検査員ノ選任

汽機検査員ノ選任ニ付シタルモノハ内務大臣ノ認可ヲ受ケルニ...

第十二條 汽機検査員ノ職務

汽機検査員ノ職務ニ付シタルモノハ内務大臣ノ認可ヲ受ケルニ...

第十三條 汽機検査員ノ資格

汽機検査員ノ資格ニ付シタルモノハ内務大臣ノ認可ヲ受ケルニ...

得ズ

汽機設置者ニ變更アリタルトキハ承継者ハ十日以内ニ設置地地方長官...

第十四條 汽機検査證ノ交付

汽機検査證ノ交付ニ付シタルモノハ汽機毎ニ別記第七號様式ニ依ル...

第十五條 汽機検査證ノ期限

汽機検査證ノ期限ニ付シタルモノハ汽機毎ニ別記第八號様式ニ依ル...

第十六條 汽機検査證ノ更新

汽機検査證ノ更新ニ付シタルモノハ汽機毎ニ別記第九號様式ニ依ル...

〔山形省〕

六 其ノ他必要ナル事項

第十八條 汽機設置者ハ左ノ各號ノ事項ヲ遵守スベシ...

第十九條 汽機検査員ノ職務

汽機検査員ノ職務ニ付シタルモノハ内務大臣ノ認可ヲ受ケルニ...

第二十條 汽機検査員ノ資格

汽機検査員ノ資格ニ付シタルモノハ内務大臣ノ認可ヲ受ケルニ...

第二十一條 汽機検査員ノ選任

汽機検査員ノ選任ニ付シタルモノハ内務大臣ノ認可ヲ受ケルニ...

キハ此ノ限ニ在ラズ

第三十一條 汽機設置者ハ汽機ニ付一切ノ權限ヲ有スル汽機管理人ヲ選任スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ汽機管理人ヲ選任セントスルトキハ汽機設置者ハ汽機管理人選任ノ上設置地地方長官ノ認可ヲ受ケルベシ

地方長官必要アリト認ムルトキハ前項ノ認可ヲ取消スコトヲ得

汽機管理人ハ本令ノ適用ニ付テハ汽機設置者ニ代ルモノトス

第三十二條 地方長官ハ當該官吏ヲシテ汽機ノ設置場所ニ臨檢セシムルコトヲ得

第三十三條 地方長官ハ汽機ノ使用ニ關シ危害ヲ生ジ其ノ他公益ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ汽機設置者ニ對シ警告若ハ勒令ノ爲必要ナル施設ヲ命ジ又ハ其ノ使用ヲ制限若ハ禁止スルコトヲ得

第三十四條 地方長官ハ左ノ各款ノ一ニ該當スルトキハ本令ノ規定ニ依リ許可ヲ取消スコトヲ得

一 本令ノ規定ニ依リ提出スベキ書類ニ虛偽ノ事項ヲ記載シタルトキ

二 汽機設置者ノ所在不明三月以上ニ互リタルトキ

三 汽機ノ使用ヲ引續キ三年以上休止シタルトキ

第二章 汽機ノ構造

第三十五條 汽機ハ右示クテ以テ別ニ定ムル構造上ノ要件ヲ具備シタルモノタルコトヲ要ス

應力又ハ應力カヲ産ムル部分ニ付接合ヲ行ヒタル汽機ハ接合ノ設備、設計、施行方法及接合者ニ付接合手續汽機接合地地方長官ノ承認ヲ受ケタルモノナルコトヲ要ス

應力カハ應力カヲ産ムル部分ニ付接合ヲ行ヒタル汽機ハ接合ノ設備、設計、施行方法及接合者ニ付接合手續汽機接合地地方長官ノ承認ヲ受ケタルモノナルコトヲ要ス

應力カハ應力カヲ産ムル部分ニ付接合ヲ行ヒタル汽機ハ接合ノ設備、設計、施行方法及接合者ニ付接合手續汽機接合地地方長官ノ承認ヲ受ケタルモノナルコトヲ要ス

應力カハ應力カヲ産ムル部分ニ付接合ヲ行ヒタル汽機ハ接合ノ設備、設計、施行方法及接合者ニ付接合手續汽機接合地地方長官ノ承認ヲ受ケタルモノナルコトヲ要ス

應力カハ應力カヲ産ムル部分ニ付接合ヲ行ヒタル汽機ハ接合ノ設備、設計、施行方法及接合者ニ付接合手續汽機接合地地方長官ノ承認ヲ受ケタルモノナルコトヲ要ス

應力カハ應力カヲ産ムル部分ニ付接合ヲ行ヒタル汽機ハ接合ノ設備、設計、施行方法及接合者ニ付接合手續汽機接合地地方長官ノ承認ヲ受ケタルモノナルコトヲ要ス

應力カハ應力カヲ産ムル部分ニ付接合ヲ行ヒタル汽機ハ接合ノ設備、設計、施行方法及接合者ニ付接合手續汽機接合地地方長官ノ承認ヲ受ケタルモノナルコトヲ要ス

地方長官支障ナシト認ムルトキハ前二項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

第三章 汽機室

第三十六條 汽機ノ專用ノ建物又ハ適當ニ區別セラル場所ニ之ヲ設置スルコトヲ得

但シ此ノ限ニ在ラズ

第三十七條 汽機ノ相對位置ハ左ノ各款ニ依ルベシ

一 汽機ノ外側ト天井又ハ屋根裏トノ間ニハ百二十釐以上ノ距離ヲ保有セシムルコト但シ安全弁其ノ他ノ裝置ノ檢査及取換ニ支障ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ

二 汽機ノ露出セル汽機又ハ壓入汽機ニ在リテハ前記ノ外其ノ外側ト壁トノ間ニ百十五釐以上ノ距離ヲ保有セシムルコト但シ壁面ノ内徑五百釐以下ニシテ長千釐以下ノモノニ在リテハ三十釐迄短縮スルコトヲ妨グズ

第三十八條 露出セル汽機ノ外側又ハ金屬性煙突若ハ煙筒ヨリ十二釐以内ニ在ル可塑性材料ハ金屬以外ノ不燃性材料ヲ以テ適當ニ被覆スベシ

汽機室又ハ汽機設置場所ニ燃料ヲ貯藏スル場合ニハ汽機外側ヨリ百二十釐以上ノ距離ヲ保有セシムルコト但シ防火ノ適當ナル障壁ヲ設ケル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十九條 汽機室ニハ二以上ノ出入口ヲ設ケスルコト但シ避難ニ支障ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四十條 本令ノ規定ハ移動式汽機ニハ之ヲ適用セズ

第四十一條 汽機士及汽機取扱主任者

第三十一條 汽機士免許ヲ受ケタル者(以下單ニ汽機士ト稱ス)ニ非ザレバ汽機ノ取扱ニ從事スルコトヲ得ズ但シ汽機士ノ指揮監督ノ下ニ補助トシ

應スルコトヲ得

一 前項第一號ニ定ムル以外ノ工業學校ニ於テ機械若ハ船用機關ニ關スル學科目ヲ修メ之ヲ卒業シタル者又ハ地方長官ノ指定シタル青年學校ニ於テ汽機ニ關スル學科目ヲ修メ之ヲ卒業シタル者

二 前項同等以上ノ學識試驗ヲ有スト認メタル者

第三十五條 汽機士試驗ヲ受ケントスル者ハ別記第十五號様式ニ依リ受験地地方長官ニ願出ズベシ

第三十六條 汽機士免許ヲ受ケントスル者ハ別記第十七號様式ニ依リ前條ノ試験ヲ受ケタル地地方長官ニ申請スベシ

地方長官汽機士免許ヲ與ヘタルトキハ別記第十八號様式ノ汽機士免許證ヲ交付ス

第三十七條 汽機士左ノ各款ノ一ニ該當スルトキハ地方長官ハ其ノ免許ヲ取消シ又ハ重大ナル過失ニ因リ火災、汽機ノ破損又ハ之ニ準ズル事故ヲ惹起シタルトキ

〔山形書〕

〔山形書〕

第一編式

(第二六類、第三七類)

汽機設置願

左記汽機設置或既使用許可相成此設及御願也

年月日

(地方長官) 氏 名

一	事業ノ名稱及種類
二	設置地、地名番號、市街地、建築物法ニ依ル地、地籍地、地籍番號、設置者住所氏名、生年月日
三	法人ノ場合ニ在リテハ名稱、主ナル事務所所在地、代表者氏名
四	敷地周圍ノ状況
五	汽機室(兼設置室)ノ構造及床面積
六	使用ノ目的
七	一日ノ最長使用時間
八	燃料ノ種類及一日ノ最大消費見積量
九	排水方法

〔山形縣〕

〔山形縣〕

備考

一 移動式汽機ニ在リテハ第二號欄ニ主ナル作業事務所ヲ記入スルコト

二 印ヲ附シテシテ付テハ別紙圖面ヲ添付スルコト

三 本様式規定ノ欄ニシテ別紙圖面ニ記載シタルモノハ之ヲ記入スルコトヲ要セズ

四 願ニ關係ナキ事項ハ省略スルコトヲ得

五 本様式ニ記入シテザル事項ニ付テハ別ニ欄ヲ設ケ又ハ別紙ニ記載シ添付スルコト

六 同一型式ノモノニ基以上設置スル場合ニ於テハ一基ニ付詳細シ他ハ省略スルコトヲ得

一三	工事竣功期日
(ハ)	煙突ト連結スル汽機ノ種類及型式、基礎ノ種類、基礎ノ伊格、基礎ノ伊格、基礎ノ伊格、基礎ノ伊格

汽機明細書

一	汽機ノ種類及型式
二	制限壓力又ハ水頭壓

(第二號様式甲)(鋼製汽機)(兼備ラ除ク)(第二六類、第三七類)

一〇	汽機ノ構造及其ノ基礎、煙道ノ構造
一一	汽機ノ構造及其ノ基礎、煙道ノ構造
一二	汽機ノ構造及其ノ基礎、煙道ノ構造
一三	汽機ノ構造及其ノ基礎、煙道ノ構造
一四	汽機ノ構造及其ノ基礎、煙道ノ構造
一五	汽機ノ構造及其ノ基礎、煙道ノ構造
一六	汽機ノ構造及其ノ基礎、煙道ノ構造
一七	汽機ノ構造及其ノ基礎、煙道ノ構造
一八	汽機ノ構造及其ノ基礎、煙道ノ構造
一九	汽機ノ構造及其ノ基礎、煙道ノ構造
二〇	汽機ノ構造及其ノ基礎、煙道ノ構造

三〇	汽機ノ構造及其ノ基礎、煙道ノ構造
三一	汽機ノ構造及其ノ基礎、煙道ノ構造
三二	汽機ノ構造及其ノ基礎、煙道ノ構造
三三	汽機ノ構造及其ノ基礎、煙道ノ構造
三四	汽機ノ構造及其ノ基礎、煙道ノ構造
三五	汽機ノ構造及其ノ基礎、煙道ノ構造
三六	汽機ノ構造及其ノ基礎、煙道ノ構造
三七	汽機ノ構造及其ノ基礎、煙道ノ構造
三八	汽機ノ構造及其ノ基礎、煙道ノ構造
三九	汽機ノ構造及其ノ基礎、煙道ノ構造
四〇	汽機ノ構造及其ノ基礎、煙道ノ構造

八米	七米	六米	五米	四米	三米	二米	一米	備考
検査場所及年月日	水壓試験壓力	熔接施行者名	製作者名及製作年月 並ニ履歴ノ概要	水面測定装置ノ種類及寸法 (ア) 筒子水面計ニ在リテハ筒子管ノ内徑ヲ併記スルコト	水面測定装置ノ種類及寸法 (イ) 筒子水面計ニ在リテハ筒子管ノ内徑ヲ併記スルコト	水面測定装置ノ種類及寸法 (ロ) 筒子水面計ニ在リテハ筒子管ノ内徑ヲ併記スルコト	水面測定装置ノ種類及寸法 (ハ) 筒子水面計ニ在リテハ筒子管ノ内徑ヲ併記スルコト	(ホ) 安全弁ノ種類、弁徑及寸法 (ヘ) 過水装置ノ概要 (ト) 壓力計ノ最大指定大指度又ハ水高計ノ最大指度 (チ) 筒子水面計ニ在リテハ筒子管ノ内徑ヲ併記スルコト (リ) 筒子水面計ニ在リテハ筒子管ノ内徑ヲ併記スルコト (ニ) 筒子水面計ニ在リテハ筒子管ノ内徑ヲ併記スルコト

〔山形管〕

九米	八米	七米	六米	五米	四米	三米	二米	一米	備考
検査官氏名印	汽機明細書	汽機ノ種類、型式及節數	制限壓力又ハ水頭壓	汽機ノ構造	汽機ノ構造	汽機ノ構造	汽機ノ構造	汽機ノ構造	(一) 印ヲ附シアル備ニ付テハ別紙圖面ヲ添附スルコト (二) 米印ヲ附シアル備ハ出願人ニ於テ記入セザルコト (三) 本様式規定ノ備ニシテ別紙圖面ニ記載シタルモノハ之ヲ記入スルコトヲ要セズ (四) 本様式ニ記入シテザル事項ニ付テハ別ニ備ヲ設ケ又ハ別紙ニ記載シ添附スルコト

〔第二様式乙〕(鍋爐製汽機)

(縦二六種、横三七種)

七米	六米	五米	四米	三米	二米	一米	備考
検査官氏名印	検査場所及年月日	水壓試験壓力	製作者名及製作年月 並ニ履歴ノ概要	水面測定装置ノ種類及寸法 (ア) 筒子水面計ニ在リテハ筒子管ノ内徑ヲ併記スルコト	水面測定装置ノ種類及寸法 (イ) 筒子水面計ニ在リテハ筒子管ノ内徑ヲ併記スルコト	水面測定装置ノ種類及寸法 (ロ) 筒子水面計ニ在リテハ筒子管ノ内徑ヲ併記スルコト	(ホ) 安全弁ノ種類、弁徑及寸法 (ヘ) 過水装置ノ概要 (ト) 壓力計ノ最大指定大指度又ハ水高計ノ最大指度 (チ) 筒子水面計ニ在リテハ筒子管ノ内徑ヲ併記スルコト (リ) 筒子水面計ニ在リテハ筒子管ノ内徑ヲ併記スルコト (ニ) 筒子水面計ニ在リテハ筒子管ノ内徑ヲ併記スルコト

〔山形管〕

九米	八米	七米	六米	五米	四米	三米	二米	一米	備考
検査官氏名印	汽機明細書	汽機ノ種類、型式及節數	制限壓力	汽機ノ構造	汽機ノ構造	汽機ノ構造	汽機ノ構造	汽機ノ構造	(一) 印ヲ附シアル備ニ付テハ別紙圖面ヲ添附スルコト (二) 米印ヲ附シアル備ハ出願人ニ於テ記入セザルコト (三) 本様式規定ノ備ニシテ別紙圖面ニ記載シタルモノハ之ヲ記入スルコトヲ要セズ (四) 本様式ニ記入シテザル事項ニ付テハ別ニ備ヲ設ケ又ハ別紙ニ記載シ添附スルコト

〔第二様式丙〕(蒸機)

(縦二六種、横三七種)

第九號様式

汽船積荷検査票	
収入 印紙	年 月 日
汽船ノ種類	年 月 日
積荷ノ種類又ハ内容積	年 月 日
積荷地名香號	年 月 日
積荷検査香號	年 月 日
積荷検査可指令香號	年 月 日
受檢者姓名	年 月 日
住所	年 月 日
設置者氏名	年 月 日
備考 収入印紙ハ出願人ニ於テ消印セザルコト	年 月 日

〔山形縣〕

第十一號様式

汽船検査通知書	
年 月 日	年 月 日
検査期日	年 月 日
検査事項	年 月 日
右ノ通知書時検査施行候條汽船取附令ニ依リ相當準備相成度	年 月 日
汽船検査通知書	年 月 日
検査期日	年 月 日
検査事項	年 月 日
右ノ通知書時検査施行候條汽船取附令ニ依リ相當準備相成度	年 月 日

〔第二六號、第一八・五號〕

〔山形縣〕

第十二號様式

保險契約解除票	
年 月 日	年 月 日
保險契約種類	年 月 日
汽船検査香號	年 月 日
積荷地名香號	年 月 日
積荷検査香號	年 月 日
積荷検査可指令香號	年 月 日
受檢者姓名	年 月 日
住所	年 月 日
設置者氏名	年 月 日
備考 収入印紙ハ出願人ニ於テ消印セザルコト	年 月 日

〔第二六號、第一八・五號〕

第十號様式

更新検査票	
収入 印紙	年 月 日
汽船ノ種類	年 月 日
積荷ノ種類又ハ内容積	年 月 日
積荷地名香號	年 月 日
積荷検査香號	年 月 日
積荷検査可指令香號	年 月 日
受檢者姓名	年 月 日
住所	年 月 日
設置者氏名	年 月 日
備考 収入印紙ハ出願人ニ於テ消印セザルコト	年 月 日

〔第二六號、第一八・五號〕

第十三號様式

汽船再使用検査票	
収入 印紙	年 月 日
汽船ノ種類	年 月 日
積荷ノ種類又ハ内容積	年 月 日
積荷地名香號	年 月 日
積荷検査香號	年 月 日
積荷検査可指令香號	年 月 日
受檢者姓名	年 月 日
住所	年 月 日
設置者氏名	年 月 日
備考 収入印紙ハ出願人ニ於テ消印セザルコト	年 月 日

〔第二六號、第一八・五號〕

(第十次修訂式) 汽船士免許證

(縦八釐、横一八釐)

第十次修訂式 汽船士免許證

一 (一) 免許證

二 免許證再交付願

三 免許證再交付理由

四 免許證再交付後之事項

五 免許證再交付後之事項

六 免許證再交付後之事項

七 免許證再交付後之事項

八 免許證再交付後之事項

九 免許證再交付後之事項

十 免許證再交付後之事項

年 月 日 交付

地方長官 印

(山形縣)

(第九次修訂式) 汽船士免許證再交付願

(第九次修訂式) 汽船士免許證再交付願

一 免許證再交付理由

二 免許證再交付後之事項

三 免許證再交付後之事項

四 免許證再交付後之事項

五 免許證再交付後之事項

六 免許證再交付後之事項

七 免許證再交付後之事項

八 免許證再交付後之事項

九 免許證再交付後之事項

十 免許證再交付後之事項

年 月 日

地方長官 印

備考 一 出願前六月以内、申請者ノ姓名、年齢、性別、職業、二葉ヲ添
附スルコト
二 換領ニ因ル再交付願出ノ場合ハ該免許證ヲ添附スルコト
三 收入印紙ハ出願人ニ於テ消印セザルコト

管	蒸 汽 管、給 水 管	日本標準規格第十八號	日本標準規格第七十八號
品	鋼	品 日本標準規格第六號	
品	鐵	品 日本標準規格第七十九號	
品	鋼	品 日本標準規格第三十四號	
品	鋼	品 日本標準規格第四十八號	
品	鋼		第二條參照
品	鋼		第四條ヲ除ク
品	鋼		使用ヲ禁止スル場合ニ付テハ第三條及第四條參照

第二條 日本標準規格ニ定ムルガス管ハ前條ノ規定ニ拘ラズ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ使用スルコトヲ得

一 汽機ノ制限壓力ガ十平方釐以下ナルトキ

二 汽機ノ制限壓力ガ十平方釐以下ニシテガス管ノ徑六十五釐以下ナルトキ

第三條 鑄鐵品(特殊鑄鐵品ヲ除ク)又ハ可鍛鑄鐵品ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

一 蒸氣ノ壓力ガ十六平方釐ヲ超ユルコトキ

二 蒸氣ノ溫度ガ攝氏二百五十度ヲ超ユルコトキ

第四條 銅管ハ蒸氣ノ溫度ガ攝氏二百度ヲ超ユル場合ニ於テハ之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ壓力計又ハ水面計ニ使用スル銅管ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二章 汽機ノ構造

第五條 汽機ニ使用スル鋼板ノ厚ハ六釐以上タルコトヲ要ス但シ蒸機ニ在リテハ厚四釐以上ノ鋼板ヲ使用スルコトヲ妨グズ

注ヲ有スル板、管板又ハ鈎ヲ有スル炉筒板若ハ火室板ノ厚ハ前項ノ規定ニ拘ラズ八釐以上タルコトヲ要ス

〔山形管〕

第六條 鐵板又ハ鈎ヲ有スル汽機ノ鋼板ノ厚ハ左ノ各號ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

一 制限壓力ニ・五平方釐ヲ超ユル場合

(イ) 鐵板又ハ汽機ノ内徑九百釐ヲ超ユルトキハ鋼板ノ厚ハ八釐以上タルコト

(ロ) 鐵板又ハ汽機ノ内徑六百釐以下ノトキハ鋼板ノ厚ハ六釐以上タルコト

二 制限壓力ニ・五平方釐以下ノ場合

(イ) 鐵板又ハ汽機ノ内徑九百釐ヲ超ユルトキハ鋼板ノ厚ハ八釐以上タルコト

(ロ) 鐵板又ハ汽機ノ内徑九百釐以下ノトキハ鋼板ノ厚ハ六釐以上タルコト

第七條 鐵板又ハ鈎板ニ使用スル鋼板ノ厚ハ鐵板板、汽機板又ハ火室板ノ厚ニ小ト爲スコトヲ得ズ

第八條 鐵板又ハ汽機ノ能接手ハ左ノ各號ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

〔山形管〕

此目板板接ト爲サザルコト

二 鐵板又ハ汽機ノ内徑千釐ヲ超ユル制限壓力ハ・五平方釐以上ニ於テ

使用スルモスニ在リテハ其接ト爲サザルコト

三 鐵板又ハ汽機ノ内徑五百釐ヲ超ユル制限壓力五平方釐以上ニ於テ使

用スルモスニ在リテハ其接ト爲サザルコト

四 積疊多管式汽機ノ鐵板ニ在リテハ火室ニ直接接觸スルコトヲ要ス

第九條 汽機(鑄鐵製汽機、鑄鐵製汽水機及蒸機ヲ除ク)ニハ鐵板又ハ鐵板

ニ適當ナル鋼板ノ人孔ヲ設クベシ但シ鐵板ノ内徑六百五十釐未満、長千

千釐未満ノ蒸機汽機ニ付テハ人孔ヲ設クベシ又ハ鐵板ノ内徑

八釐ノ大ハ長徑三百七十五釐以上、短徑二百七十五釐以上ノ橢圓形又ハ

内徑三百七十五釐以上ノ圓形タルコトヲ要ス

第十條 積疊多管式汽機ニ在リテハ前條ノ規定スル人孔ノ外鐵板ノ鐵管

ノ下ニ人孔ヲ設クベシ但シ鐵板ノ内徑千二百釐未満ニシテ人孔ヲ設

クベシモノ又ハ鐵板ノ中央部ノ管列間ニ若ハ外方管列ト鐵板トノ間ニ

二百三十釐以上ノ間隔アルモノニ付テハ適當ナル大ヲ有スル掃除孔ヲ以

テ之ニ代フルコトヲ得

第十一條 蒸機汽機ノ鐵板ニハ水脚部ニ二以上ノ掃除孔ヲ設クベシ

第十二條 蒸機多管式汽機ノ鐵板ニハ火室冠板ノ高ト同一ノ高ノ位置ニ二

以上ノ掃除孔ヲ設クベシ

第十三條 水管ヲ有スル蒸機汽機ノ鐵板ニハ水管ヲ掃除シ得ル位置ニ適當

數ノ掃除孔ヲ設クベシ



第十四條 蒸機汽機ノ鐵板ノ下部ニハ掃除孔ヲ設クベシ

第十五條 鐵板、管板及管板ニ設ケル人孔、掃除孔又ハ檢査孔ハ相當ノ強

力ヲ有スル鐵板又ハ火室板ニテ補強スベシ但シ掃除孔又ハ檢査孔ノ長徑百

五十釐未満ノモノハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條 檢査孔ニ付テハ檢査孔ノ左ノ各號ノ條件ヲ具備スルコトヲ

要ス

一 檢査孔ノ内徑(イ)ノ鐵板ノ厚(ロ)ノ四倍以上ト爲ス

二 檢査孔ノ能起部ト鐵板トノ間(イ)ハ六釐以上ト爲スコト

三 檢査孔ノ能起部ト鐵板トノ間(ロ)ハ六釐以上ト爲スコト

第十七條 蒸機汽機ノ火室冠板ト鐵板トヲ連絡スル鐵管ノ内徑ハ鐵板ノ内

徑ノ六分ノ一以上タルコトヲ要ス

第十八條 鐵管ノ材料ニハ軟鋼又ハ鐵鋼ヲ使用スルコトヲ要ス但シ其作

法檢査キ限リ材料良好ナル鐵鋼ヲ使用スルコトヲ妨グズ

第十九條 汽機ニ二以上ノ蒸水機又ハ蒸機ニ在リテハ二以上ノ安全弁

ヲ設クベシ但シ檢査面積〇・六平方米又ハ檢査面積十二平方米以下ノモノ

ニ在リテハ之ヲ一ト爲スコトヲ得

第二十條 蒸機汽機ノ鐵板ノ水脚部ニハ安全弁ヲ設クベシ

第二十一條 蒸機汽機ノ鐵板ノ水脚部ニハ安全弁ヲ設クベシ

第二十二條 蒸機汽機ノ鐵板ノ水脚部ニハ安全弁ヲ設クベシ

第二十三條 蒸機汽機ノ鐵板ノ水脚部ニハ安全弁ヲ設クベシ

第二十四條 蒸機汽機ノ鐵板ノ水脚部ニハ安全弁ヲ設クベシ

第二十五條 蒸機汽機ノ鐵板ノ水脚部ニハ安全弁ヲ設クベシ

第二十六條 蒸機汽機ノ鐵板ノ水脚部ニハ安全弁ヲ設クベシ

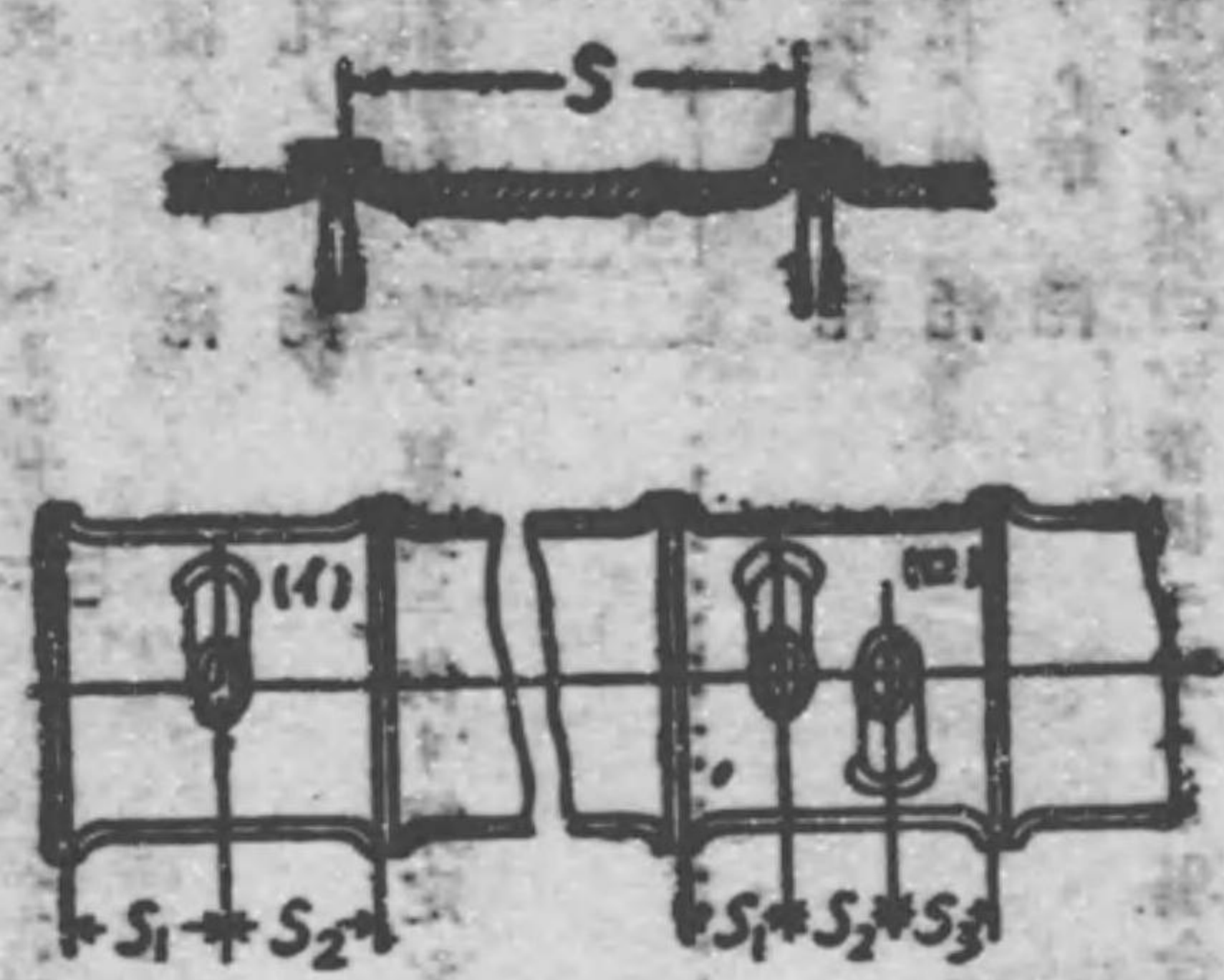
第二十七條 蒸機汽機ノ鐵板ノ水脚部ニハ安全弁ヲ設クベシ

第二十八條 蒸機汽機ノ鐵板ノ水脚部ニハ安全弁ヲ設クベシ

第二十九條 蒸機汽機ノ鐵板ノ水脚部ニハ安全弁ヲ設クベシ

第三十條 蒸機汽機ノ鐵板ノ水脚部ニハ安全弁ヲ設クベシ

D ハ有支持部ノ間隔ノ最大距離 耗



(1) 或 $S = S_1 + 0.5S_2$ (但 $S_1 \geq S_2$)
 (2) 或 $S = S_1 + S_2$ (但 $S_1 \geq S_2$)

定数ニシテ表ニ依ル	横切面	七〇
異接ノ場合	横切面	一〇〇
異接又ハ異接ノ場合	横切面	八〇
異接又ハ異接ニシテ圓形ノ至大徑ノ一パーセント以内ノ場合	横切面	七五

第十四條 波形桁ノ抵抗力ニ對スル制限力ハ左ノ算式ニ依リ算定シメ
 $P = 8500(1.5 - S) \times S$

〔山形〕

(15) $P = \frac{PD}{1000} + \dots$

P ハ制限力 距平方種

D ハ有支持部ノ間隔

第十四條 桁ノ抵抗力ニ對スル制限力ハ左ノ各算式ニ依リ算定シメ
 ノトス

一 桁柱ニテナラズ
 $P = \frac{75}{d} \times \dots$ (16)

二 桁柱
 $P = \frac{85}{d} \times \dots$ (17)

三 桁柱
 $P = \frac{85}{d} \times \dots$ (18)

四 ガゼット柱
 $P = \frac{85}{d} \times \dots$ (19)

- P ハ制限力 距平方種
- a ハ一本ノ柱ノ支持ツ面積 平方種
- d ハ柱ノ最小断面ノ徑 耗
- A ハ柱ノ最小斷面積 平方種
- H ハ桁柱ノ長又ハガゼット柱ノ平均長 耗
- L ハ桁柱ノ一端又ハガゼット柱ノ一端中央部ヨリ平板面ニ垂直ノ長 耗

〔山形〕

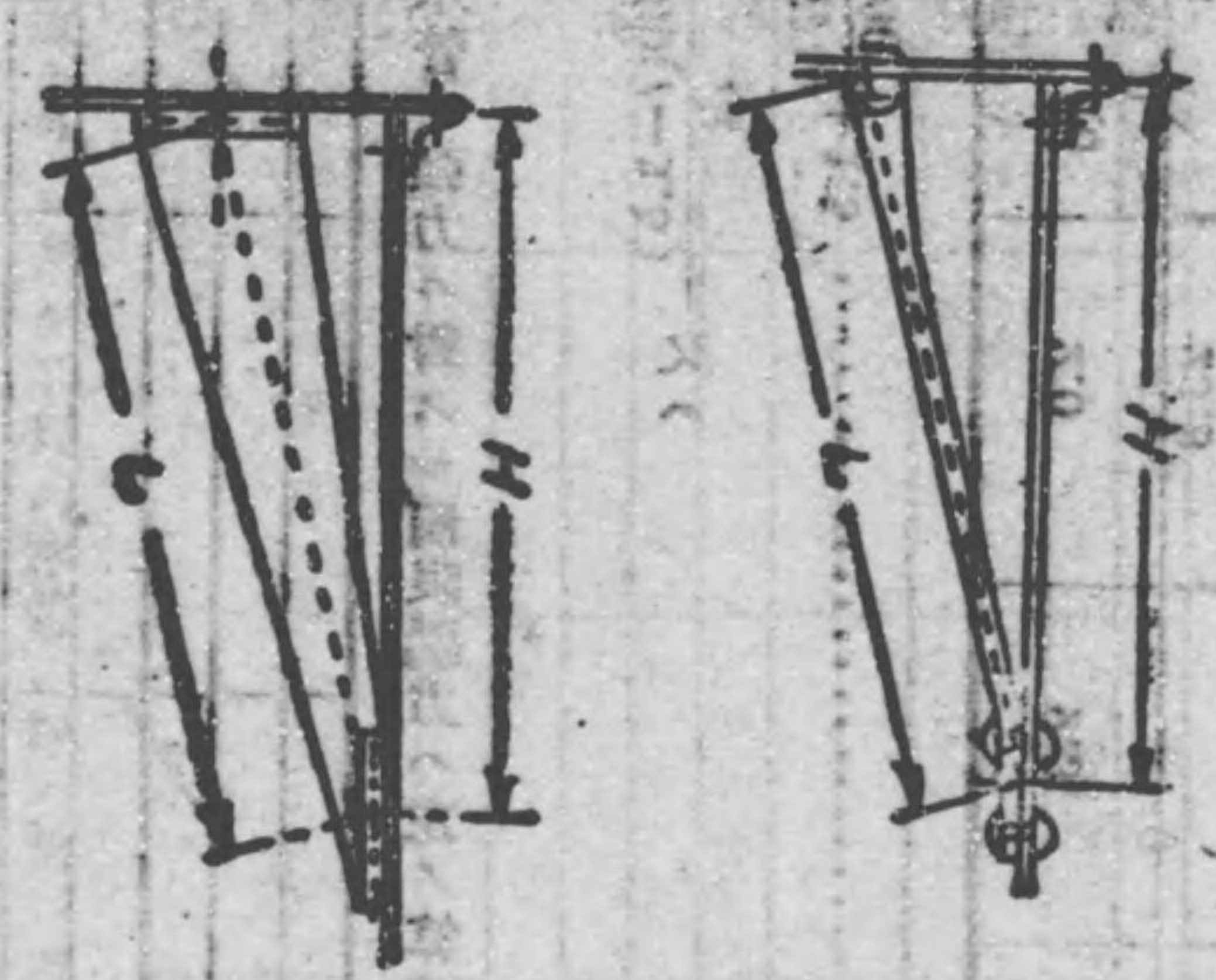
$P = \frac{Qd^2}{(W-p)DW} \times K$
 $I = \frac{P(W-p)DW}{Qd^2} \dots$ (20)

- P ハ制限力 距平方種
- d ハ桁柱板中央部ノ厚 耗
- W ハ桁柱板中央部ノ高 耗
- p ハ桁柱兩端支持部ノ間隔 耗
- D ハ桁柱上控ボルトノ心距 耗
- C ハ定数ニシテ材料ノ抵抗力ガ三十九倍平方耗ノ場合左表ニ依ル

控ボルト一本ノ場合	五〇〇
控ボルト二本又ハ三本ノ場合	七五〇
控ボルト四本又ハ五本ノ場合	八二〇
控ボルト六本又ハ七本ノ場合	八八〇
控ボルト八本以上ノ場合	九〇〇

材料ノ抵抗力ガ距平方耗ノ場合ニハCノ値ハ右ニ示スモノニテ
 ノトス

$P = \frac{700(1.5 - S)}{d} \times \dots$ (21)



ハ有支持部ノ間隔ノ最大距離 耗

日本標準規格用鋼材種第一種	七・五
日本標準規格用鋼材種第二種	八・〇
日本標準規格用鋼材種第一種	七・五
日本標準規格用鋼材種第二種	八・〇
日本標準規格用鋼材種第一種	五・〇

第十四條 桁ノ抵抗力ニ對スル制限力ハ左ノ算式ニ依リ算定シメ
 $P = 8500(1.5 - S) \times S$

ハ管ノ厚耗
ニハ管ノ外徑耗

外徑	2.6	2.9	3.2	3.5	4	4.5	5
36	30.2	24.5					
40	19.3	21.8					
45	17.1	19.6					
50	15.4	17.8	21.6				
55		16.3	19.8	23.3			
60		15.1	18.3	21.5			
65		14.0	17.0	20.0	25.0		
70			15.9	18.7	23.4		
75			14.9	17.5	21.8		
80			14.0	16.5	20.6	24.7	
85			13.2	15.5	19.4	23.3	
90				14.7	18.4	22.1	
95				14.0	17.5	21.0	24.5
100							

本式ニ依リ算定シタル日本標準規格用鐵目無銅管ノ最高許容壓力ハ左表ノ如シ

第十四條 水管ノ壓力ニ對スル制限壓力ハ左ノ算式ニ依リ算定シタルモノトス

$$P = \frac{1000(1-1.5)}{d} \times K$$

$$K = \frac{Pd_i}{1000} + 1.5 \dots \dots \dots (三)$$

厚耗	2.0	2.3	2.6	2.9	3.2	3.5	4.0	4.5
外徑耗	25	23.8						

【山形管】

【円形管】

30	19.9	31.6	31.6															
35		26.3	27.6															
40			24.5															
45				28.4														
50				25.8														
55				25.8														
60				25.8														
65				25.8														
70				25.8														
75				25.8														
80				25.8														
85				25.8														
90				25.8														
95				25.8														
100				25.8														

火船船ニ配置セラレタル二列ノ水管ノ厚ハ第一項ノ算式(三)ニ依リ算定シタル厚ニ〇・三耗以上ヲ加ヘタルモノト爲スベシ

第四十六條 安全弁ノ總面積ハ左ノ算式ニ依リ算定シタルモノヨリ小ナルニトラズ

$$F = 15H \sqrt{\frac{1000}{P}} \dots \dots \dots (三)$$

二 總面積汽機

(イ) 上向通風ノ場合

$$F = \frac{15}{3} H \sqrt{\frac{1000}{P}} \dots \dots \dots (四)$$

(ロ) 下向通風又ハマガランブイードノ場合

第四編 勞務 第六章 汽機並原動機

P ハ制限壓力 底平方値
d_i ハ管ノ内徑 耗
本式ニ依リ算定シタル日本標準規格用鐵目無銅管ノ最高許容壓力ハ左表ノ如シ

$$F = \frac{10}{3} H \sqrt{\frac{1000}{P}} \dots \dots \dots (五)$$

P ハ制限壓力 底平方値
F ハ安全弁ノ總面積 平方耗
H ハ傳熱面積 平方米

ハ制限壓力ニ對應スル蒸汽一立方米ノ重量 底

第四十七條 汽機ガ最高蒸發ヲ繼續スル場合壓力ヲ制限壓力ヨリ十パーセント以上ニ上昇セシメザル構造ヲ有スル安全弁ニ付テハ前條ノ規定ヲ適用セズ

總面積汽機ニ在リテハ制限壓力ヨリ〇・三底平方値以上壓力ヲ上昇セシメザル安全裝置ハ之ヲ安全弁ト看做ス

汽機取給令施行細則

昭和十一年四月八日
山形縣令第十九號

第一條 本令は汽機取給令ヲ附テ
令及本令ノ規定ニ依リ知事ニ提出スベキ書類ニハ令及本令ニ依ルノ
外別ニ別本一通ヲ添附シ所轄(權限)ニ付テハ受檢地(警察署長)ヲ經由
スベシ

第二條 令第五條ノ規定ニ依リ願書ヲ提出セントスルトキハ汽機室ノ圖面
(汽機ノ位置ヲ示セル平面圖、斷面圖)並ニ煙突ノ設計仕樣書ヲ添附スベ
シ

汽機室又ハ煙突ノ新設、修繕若ハ變更ヲ爲セントスル者ハ其ノ設計仕樣
書ヲ具シ知事ノ許可ヲ受ケルベシ燃料ノ種類ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第三條 左ノ各號ノ一ニ變更アリタルトキハ通稱ナク提出スベシ

- 一 汽機設置地地名番號
- 二 汽機設置者又ハ汽機管理人ノ住所氏名(法人ノ場合ニアリテハ主
ル事務所所在地、代表者氏名)
- 三 汽機設置者ノ法定代理人、保佐人又ハ夫
- 四 使用ノ目的

第四條 第一號及第二號ノ願書ニハ汽機検査證ヲ添附スベシ

第五條 令第九條第二項ノ規定ニ依ル届出ハ第一號様式ニ依ルベシ

令第九條第三項ノ規定ニ依リ汽機検査證ノ再交付ヲ受ケントスルトキハ
第二號様式ニ依リ申請スベシ

〔山形縣〕

汽機設置者特殊ノ事由アル場合汽機取扱主任者ヲ二以上ノ汽機ニ付職務
ヲシメントスルトキハ知事ノ認可ヲ受ケルベシ

第十三條 汽機設置者ガ死亡(法人キアリテハ解散)シタルトキハ月報法第
百十七條ノ規定スル届出義務者、法人解散ノ場合ニ在リテハ清算人)ニ於
テ其ノ旨知事ニ届出スベシ

第十四條 汽機士試験ハ毎年一回以上之ヲ行フ

第十五條 汽機士試験日及場所ハ其ノ都度之ヲ山形縣報ニ告示ス

第十六條 汽機士免許ヲ受ケタル者本籍、住所、氏名ヲ變更シタルトキハ
免許證ヲ添附シ知事ニ届出スベシ

第十七條 汽機士免許證ハ就業中ニテ携帶シ當該官吏ノ請求アリタルトキ
ハ提示スベシ

第十八條 汽機取扱主任者死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキハ汽機設
置者又ハ月報法百十七條ノ規定スル届出義務者ニ於テ其ノ事由ヲ具シ
知事ニ届出スベシ

第十九條 第二號様式(煙突ノ新設、修繕變更、燃料ノ變更) 第三號
(設置者住所氏名等ノ變更届出)、第十條第三項(汽機管理人ノ死亡解任
届)、第十二條第三項(二以上ノ汽機ニ勤務) 第十五條(汽機士ノ本籍、
住所、氏名變更) 及第十六條(汽機士免許證ノ携帶提示)ノ規定ニ違反
シタル者ハ拘留又ハ料科ニ處ス

第二十條 令第十七條及第十八條ノ規定ハ本令ニ之ヲ準用ス

第二十一條 令第五條ニ依リ汽機ノ設置又ハ同第十條ニ依リ汽機修繕變更ノ
許可ヲ爲シタルトキ又ハ同第二十一條第二項ニ依リ汽機管理人選任ノ認
可ヲ爲シタルトキハ其ノ願書ニ別記第六號様式ニ依リ印章ヲ押捺シ令第
三十九條第一項ニ依リ汽機取扱主任者選任届ヲ受理シタルトキハ其ノ願
書ニ別記第七號様式ニ依リ印章ヲ押捺シ之ヲ交付ス

第六卷 汽機取給令施行細則

第六條 令第十條第二號又ハ第三號ノ修繕又ハ變更工事竣功シタルトキハ
通稱ナク届出スベシ

第七條 令第十三條ノ規定ニ依リ願書人検査ノ有期間満了ノ前月十日迄
ニ届出スベシ

更新検査ヲ受ケントスルトキハ煙機ヲ冷却セシメ機水ヲ排除シ人孔蓋、
検査孔蓋、掃除孔蓋、檢査及火筒(蒸機)ニ在リテハ人孔蓋又ハ蓋板)ヲ取
外シ機内ノ「スケール」又ハ燃料ノ剩餘シ量其ノ他ノ必要ナル部分位ニ
安全針、硝子本計等ヲ清掃シ受檢ノ準備ヲ爲シ置クベシ機殼製分劑式
汽機ニ在リテハ機内外ヲ清掃シ水壓検査ノ準備ヲ爲シ置クベシ

第八條 修繕式汽機ヲ設置地以外ニ於テ使用セントスルトキハ使用三日
迄ニ別記第三號様式ニ依リ使用地所轄警察署長ニ届出テ承認ヲ受クベ
シ

第九條 令第十九條第一項第二號ノ規定ニ依リ休機用ニハ使用ヲ停止セ
ントスル期間ヲ記入シ汽機検査證ヲ添附スベシ

第十條 令第二十一條第二項ノ規定ニ依リ汽機管理人選任ノ認可ヲ受ケ
ントスルトキハ汽機管理人タルベキ者ノ履歷書並ニ選任契約書ノ寫ヲ添
附シ別記第四號様式ニ依リ申請書正副二通ヲ提出スベシ

汽機管理人死亡シ又ハ解任シタルトキハ通稱ナク届出スベシ

第十一條 令第三十六條ノ規定ニ依リ汽機士免許證ニハ令第三十二條所定
ノ期間汽機ノ取扱ニ從事シタルコトヲ證スルニ足ルベキ書類ヲ添附スベ
シ

第十二條 令第三十九條第三項ノ規定ニ依リ汽機取扱主任者選任ノ届出ハ
別記第五號様式ニ依リ願書正副二通ヲ提出スベシ

作業ノ状態ニ依リ必要アリト認ムルトキハ一汽機ニ付キ二人以上ノ汽機
取扱主任者ヲ選任セシムルコトアルベシ

第二十二條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號様式

汽機検査届

設置地地名番號

設置者住所氏名

承継者住所氏名生年月日

事業ノ種類並ニ使用目的

汽機検査番號

右ノ願書並ニ此表以連署及御届候也

年 月 日

右 被承継者 氏 名印

承継者 氏 名印

(妻ノ場合ハ夫、未成年者ノ場
合ハ法定代理人ノ同意ヲ要ス)

山形縣知事 殿

汽機検査證再交付願

設置地地名番號

設置者氏名

事業ノ種類並ニ使用目的

汽機検査番號

再交付ノ事由(毀損ノ場合ハ舊検査證添附)

右ノ通汽機検査證滅失致候條再交付相成度此表及御届候也

年 月 日

右 氏 名印

二〇三

第四章 身務 第六章 汽罐並取扱

本縣山形縣知事... 汽罐取扱主任者... 汽罐取扱主任者ノ姓名...

汽罐取扱主任者ノ姓名... 汽罐取扱主任者ノ住所氏名... 汽罐取扱主任者ノ業務ノ種類...

汽罐取扱主任者ノ住所氏名... 汽罐取扱主任者ノ業務ノ種類... 汽罐取扱主任者ノ住所氏名...

汽罐取締令施行細則取扱手續

昭和十一年四月八日 山形縣令第十二號

第一條 本手續ニ於テ令ト稱スルハ汽罐取締令細則ト稱スルハ同施行細則トシテ... 第二條 左記該管ノモノハ令及細則ヲ適用セズ...

第四章 身務 第六章 汽罐並取扱

山形縣知事 第五號様式

汽罐取扱主任者通任届 設置地名番號 設置者氏名 事業ノ種類並ニ使用目的...



ルベク備主ヲ汽罐管理人ニ選任セシムベシ 第七條 令第十三條ノ更新検査通知書ノ送付ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ汽罐設置者又ハ汽罐管理人ニ送達シ検査ノ準備ヲ爲サシムベシ...

第三十一條 本令施行前前ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者ハ本令第二條ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

(第一號式)

左記ノ事項申請書ニ記載シ得ル可キ事項及申請書ニ記載スル事項ハ

一 本籍 何處何市何町何番地
二 住所 何處何市何町何番地
三 年月日 生年月日

(法人ニ在リテハ其ノ名譽主タル事務所所在地及代表者ノ氏名)

一 山形縣知事 職

二 原動機使用ノ目的 製糖、製材、精米等

三 原動機設置場所 何處何町何番地(周圍百五十「メートル」以内)

四 原動機ノ種類 汽機、石油發動機、電機機等

五 其ノ名額 何々

六 其ノ員數 何々

(一) 汽機及蒸氣「タービン」ニ在リテハ

イ 種類、型式、個數、構造、不凝縮、位置又ハ直立等

ロ 汽機ノ徑 何「センチメートル」

ハ 汽機ノ徑 何「センチメートル」

【山形縣】

一 同轉數 毎分何回

二 實馬力 何々

三 蒸汽膨脹ノ段數 何々

四 冷汽器ノ種類 何々

(二) 石油發動機及瓦斯發動機ニ在リテハ

イ 發動機ノ種類 構造又ハ直立

ロ 汽機ノ直徑 何「センチメートル」

ハ 同轉數 毎分何回

ニ 實馬力 何々

(三) 電機機ニ在リテハ

イ 電機機ノ種類及個數 直流、交流ノ別及相並ニ周波數

ロ 電氣ノ方式 何「ボルト」

ハ 馬力數 何々

ホ 他ヨリ電氣ノ供給ヲ受クルモノニアリテハ 事業者名(何々電氣會社又ハ何種等)

五 原動機室ノ構造仕樣書並 原動機機付位置ヲ示セル平面圖及側面圖、断面圖

六 原動機ノ使用時間 何時ヨリ何時迄何々日休業

七 原動機ノ履歷 何年何月何工場又ハ何人ノ製作何年何月何人ヨリ買受ク何年何月何工場ニテ修繕

八 工事竣工期日 何年何月何日

九 燃料ノ種類 石油、瓦斯等

【山形縣】

四〇 第一日ノ消費高マシテ原動機(キチク)ヲ立立方(タービン)等更ニ右之類ノ原動機マシテ原動機(キチク)ヲ立立方(タービン)等更ニ(第二號式)ニシテ更ニ(タービン)等更ニ(タービン)等更ニ

Table with columns for registration details: 第一號式, 設置者ノ住所氏名, 使用場所, 原動機ノ種類, 使用ノ目的, 實馬力, 取扱主任者ノ住所氏名, 年月日, 印

【山形縣】

●原動機取締規則施行手續

昭和十一年七月二十四日 山形縣令第三十一號

第一條 本令ニ於テ規則ト稱スルハ原動機取締規則(以下單ニ規則ト稱ス)ヲ指ス

第二條 規則第二條第一項ニ依リ申請アリタルキハ左ノ各號ノ事項ヲ調査シ見聞シ調査スベシ但シ記載事項ニ變更アリタル場合ハ前項ニ依テハ必要事項ノ外記載スルヲ要セズ

第三條 規則第二條第一號乃至第九號ノ事項ヲ具備シ事實ト符合セザルコトヲ知ルニ當リ申請書ニ記載スル事項ハ

一 原動機設置場所ヨリ二百「メートル」以内ノ場所ニ官公署、學校、病院、旅館等ノ他多數會同スル建築物及火藥、爆藥其ノ他危險物製造所

二 又ハ貯藏所ニ公園ノ有無

三 四圍人家其ノ他建築物トノ距離及ニ所有者又ハ現住者ノ意圖

四 四圍人家其ノ他建築物等ノ狀況ニ當リ注意警備其ノ他公安保持上支障ノ有無

五 一號機ニシテ工務人ノ監視ニ當リシテハ

規則第二條第二項ニ依リ申請アリタルキハ左ノ附近居住者ニ付其ノ故障ノ有無ヲ調査シ見聞シ調査スベシ但シ規則第二條第三項ノ原動機ニ付

第四編 勞務 第六章 汽機及原動機

- ナハ前項ニ準ジ調査ヲ遂ゲ支障ナシト認ムルトキハ之ヲ許可スベシ
- 第三條 規則第六條第一項同第十一條第一項ニ依リ落成又ハ取扱主任者ノ届出アリタルトキハ左ノ各號ノ事項ヲ調査シ意見ヲ附シ進達スベシ但シ規則第三條第三項ノ原動機ニアラテハ之ニ準ジ調査ノ上措置スベシ
- 一 原動機及原動機室ハ申請書記載ノ進落成セルヤ
- 二 風筒ニ送付セル取扱主任者ノ履歷書ハ實際ニ符合セルヤ
- 三 取扱主任者トシテ届出ニ係ルモノハ進任ナリヤ
- 第四條 規則第三條ニ依ル届出アリタルトキハ支障ノ有無調査ヲ遂ゲ承認スベシ
- 第五條 規則第五條ニ該當スル原動機ヲ發見シタルトキハ其ノ狀況詳細調査ヲ進見テ附シ報告スベシ
- 第六條 規則第十五條ノ届出アリタルトキハ所轄警察署ハ進ニ其ノ狀況ヲ報告スベシ
- 第七條 原動機検査ノ際ハ成ルベク警察官吏之ニ立會フベシ
- 第八條 原動機ノ使用ヲ廢止シ又ハ許可ヲ取消サレタル原動機運送ノ際タル者アルトキハ之ヲ檢査スベシ
- 第九條 規則第二十二條各號ニ該當ノ事實アル場合ハ其ノ狀況ヲ詳具シ進ニ報告スベシ
- 第十條 警察官吏ハ毎月一回以上原動機ヲ檢査シ進ニ左ノ事項ニ注意スベシ
- 一 届出ヲ爲サズシテ原動機ニ改裝變更ヲ爲シ若ハ修繕ヲ加フル等ノコトナキヤ
 - 二 届出ヲ爲サズシテ使用停止一箇月ヲ超過スルコトナキヤ
 - 三 許可失效ノ原動機ヲ密ニ使用スルコトナキヤ
- 同○届出ヲ爲サズシテ原動機使用ノ目的、時間又ハ燃料ノ種類ヲ變更ス

〔山形警〕

二五四

- ルコトナキヤ之ヲ調査シ進ニ報告スベシ
- 第十一條 警察署長規則第二條第三項ニ依ル原動機ノ設置ヲ許可シタルトキハ其ノ都度左ノ各號ヲ具シ報告スベシ
- 一 設置場所、用途、用途者ハ使用廢止又ハ設置場所變更ノ場合ハ其ノ旨報告スベシ
- 二 許可年月日、公稱、容量
- 三 設置者ノ原籍、住所、氏名、生年月日
- 四 設置場所、進達、進達年月日
- 五 使用ノ目的
- 六 燃料力、燃料種類
- 第十二條 警察署長於テハ左ノ様式ニ依リ原動機検査ヲ調査シ具報ノ都度進達スベシ
- 本令規則施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 昭和三年三月縣令第六號原動機取替規則施行手續ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
- 様式(原動機検査)

設置者ノ住所、氏名、生年月日	許可年月日
設置場所	
使用目的	

〔山形警〕

原動機ノ種類、名稱、数量	
實力	
取扱主任者住所、氏名、生年月日	
原動機履歷	
備考	

備考欄ニハ違反事項及修繕ノ狀況等ヲ記載スルコト